

出雲市中小企業・小規模企業振興計画



平成30年(2018)8月



《 目 次 》

はじめに	1
第1章 基本的な考え方	2
第2章 出雲市の中小・小規模企業が目指すべき将来像	4
第3章 出雲市の中小・小規模企業を取り巻く環境	5
第4章 出雲市の中小・小規模企業の課題の抽出	10
第5章 出雲市の中小・小規模企業の課題の整理	21
第6章 基本方針と推進施策	23
第7章 計画推進に向けて	31
資料	34
・ 出雲市地場中小企業・小規模企業振興基本条例	
・ 出雲市地場中小企業・小規模企業振興会議設置要綱	
・ 出雲市地場中小企業・小規模企業振興会議委員名簿	
・ 協議会・NPO法人等の概要	
・ 各種統計	

はじめに

本市は、出雲大社をはじめ数多くの歴史的文化遺産を有する県内随一の観光地であるほか、山陰の商工業の集積地として大きな位置を占めています。

また、島根県内第2位の人口規模があり、着々と進む山陰自動車道の整備や出雲と都市圏、地方を結ぶ航空路線の拡充が進み、交流人口の拡大や経済の活性化に大きな可能性を持つまちです。

このような本市において、市内事業所の99.6%を占める中小企業・小規模企業(以下「市内中小・小規模企業」という。)は、本市の経済を支え、多くの雇用を生むだけでなく、地域における文化、スポーツ振興や、地域の各種イベントへの参加等により市民生活の向上に大きく寄与する、本市の活性化にとって欠くことのできない存在です。

しかしながら、少子高齢化に伴う人口の減少や経済のグローバル化、IT(情報技術)の普及等、激しい社会情勢の変化により、市内中小・小規模企業の事業活動には、様々な課題が日々生じています。この状況を放置すれば、市内中小・小規模企業の衰退を招き、ひいては本市全体の活力が大きく失われかねません。

こうした危機感が強くなる中、本市は、平成29年(2017)3月16日、出雲市議会の議員提案により市内中小・小規模企業の振興を目的に「出雲市地場中小企業・小規模企業振興基本条例」を制定しました。

また、平成29年(2017)7月に商工支援団体、金融機関、市内中小・小規模事業者等により構成される「出雲市地場中小企業・小規模企業振興会議」を立ち上げ、市内中小・小規模企業の持続的な振興に関する意見交換を行ってきました。

昨今の厳しい状況を乗り越えていくためには、市内中小・小規模企業自らが不断の経営改善・向上に努めるとともに、市、商工支援団体、金融機関、教育機関、市民は、市内中小・小規模企業の重要性を理解し、持続・発展を目指して頑張る市内中小・小規模企業を一体となって支援していくことが必要です。

出雲市中小企業・小規模企業振興計画(以下「本計画」という。)は、出雲市地場中小企業・小規模企業振興基本条例に基づき、市内中小・小規模企業、市、商工支援団体、金融機関、教育機関、市民が連携し、それぞれが責任と役割を持って市内中小・小規模企業の振興策を総合的かつ計画的に推進するための計画であり、本市経済の維持・発展や雇用の創出、市民生活の向上を図り、本計画の主役である市内中小・小規模企業の魅力と輝きで「げんき、やさしさ、しあわせあふれる 縁結びのまち出雲」を目指すものです。

第1章 基本的な考え方

1-1 策定の趣旨

本計画は、出雲市地場中小企業・小規模企業振興基本条例の基本方針に基づき、市内中小・小規模企業の自主的な努力と創意工夫を尊重し、市内中小・小規模企業、市、商工支援団体、金融機関、教育機関、市民が一体となり、市内中小・小規模企業の持続的な振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

なお、本計画でいう市内中小・小規模企業は、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項及び第5項に定める中小企業者・小規模企業者で、かつ、市内に本社、本店、支店、事業所、事務所のある企業です。

中小企業基本法に定める中小企業者・小規模企業者

【中小企業者の定義】

業種	資本金	または 従業員数
製造業、その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

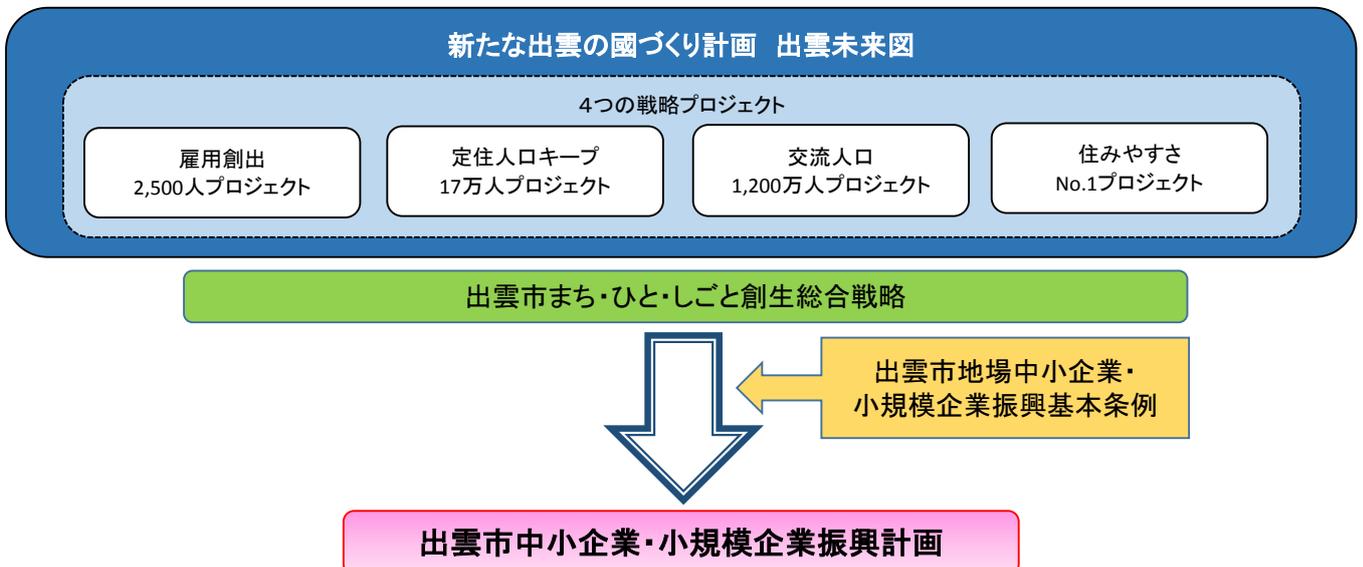
【小規模企業者の定義】

業種	従業員数
製造業、その他の業種	20人以下
商業・サービス業	5人以下

1-2 計画の位置づけ

本計画は、上位計画である「新たな出雲の國づくり計画 出雲未来図」及び「出雲市まち・ひと・しごと創生総合戦略」で策定した方針・取組をベースに「出雲市地場中小企業・小規模企業振興基本条例」に基づき策定し、総合振興計画等と整合性を図り取り組んでいくことにより、市内中小・小規模企業の振興を推進するための基本的な計画を示したものです。

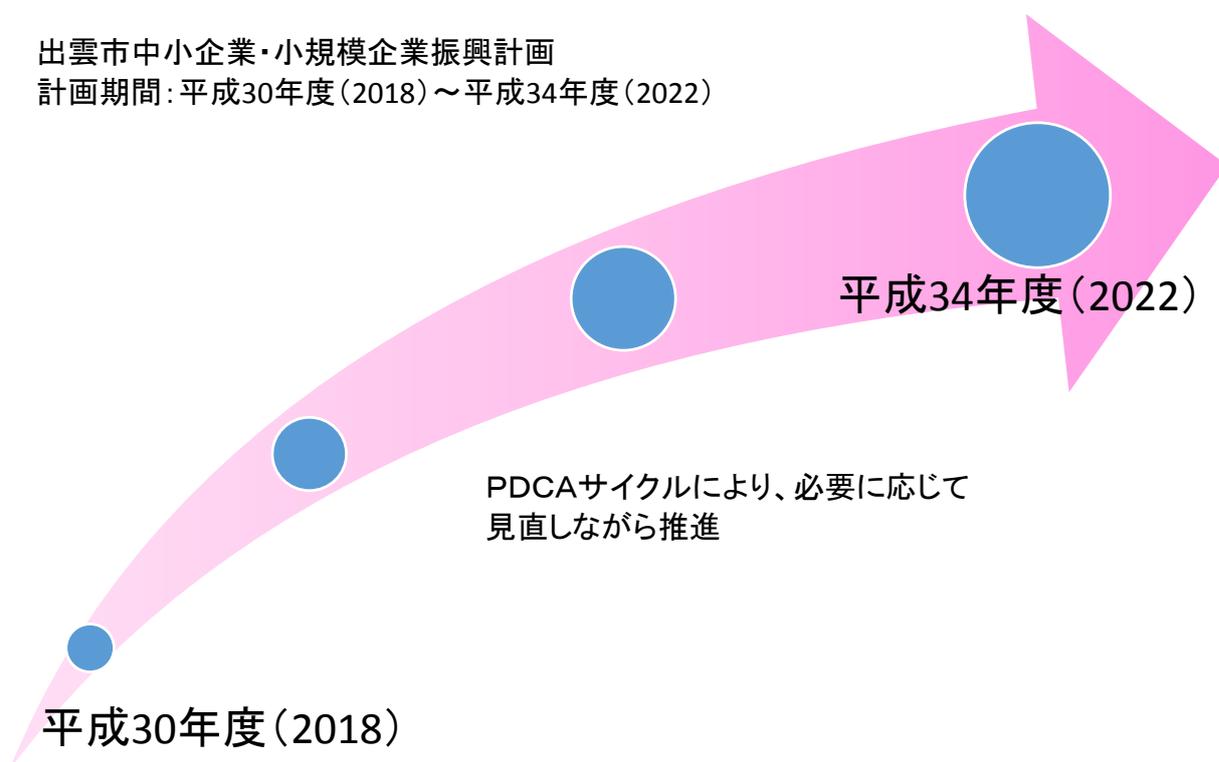
※なお、本計画は出雲市地場中小企業・小規模企業振興会議での意見のほか、パブリックコメントにより広く市民等から意見を求め、これを考慮してまとめたものです。



1-3 計画の期間と見直し時期

本計画の期間は、平成30年度(2018)から平成34年度(2022)までの5か年度とします。
計画の推進にあたっては、社会・経済の変化等に柔軟に対応するため、経済情勢や国・県の動向にあわせて、出雲市地場中小企業・小規模企業振興会議において、本計画の進捗状況の点検、検証を行います。

また、市へ検証結果の報告を行うとともに公表することで、P(P l a n : 計画)・D(D o : 実行)・C(C h e c k : 評価)・A(A c t i o n : 改善)サイクルによる着実な施策の推進を図ります。



第2章 出雲市の中小・小規模企業が目指すべき将来像

これまで市内中小・小規模企業は、本市経済を支え、多様な雇用と賑わいを創出し、地域の活力を生むかけがえのない源となってきました。

しかしながら、昨今の厳しい経営環境の中、市内中小・小規模企業自らが経営改善に努めるだけでなく、市、商工支援団体、金融機関、教育機関、市民が一体となって、その振興に取り組まなければ、雇用の場の喪失や市民生活への影響等が生じ、本市全体の衰退を招くおそれがあります。

様々な課題がある中、将来にわたって市内中小・小規模企業が持続・発展し、本市の経済、地域振興に不可欠な存在であり続けるためには、次に掲げる将来像を目指して行動・実践していくことが望まれます。

本計画では、この将来像に向かって頑張る市内中小・小規模企業を市、商工支援団体、金融機関、教育機関、市民が連携して支援し、本市経済の持続・発展を図っていきます。

市内中小・小規模企業が目指すべき将来像

市内中小・小規模企業は、自らが出雲市の経済社会を担い、地域を支え、地域にとって不可欠な存在であることに誇りを持ち、明確な経営理念のもと不断の経営努力を行い、自立した経営の実現を目指します。

そして、自社の利益追求のみにとどまらず、社員やその家族の幸せと、地域社会の持続的な発展を目指します。

出雲市地場中小企業・小規模企業振興会議

第3章 出雲市の中小・小規模企業を取り巻く環境

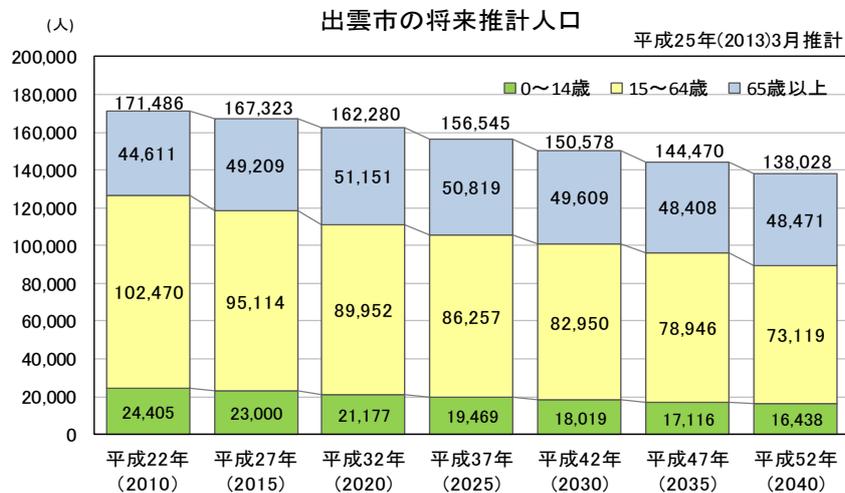
3-1 出雲市の推計人口

出雲市の住民基本台帳人口は、平成30年(2018)3月末現在で175,220人、このうち外国人住民は4,001人です。

国立社会保障・人口問題研究所の推計では、本市の人口は平成52年(2040)に138,028人となり、約37,000人の減少が予測されます。

総人口と生産年齢人口(15～64歳)が減少する一方で、65歳以上の人口が増加し続けており、将来にわたって労働力の確保や市場規模の維持・拡大は、さらに厳しい状況になると予想されます。

図表1 人口推計(年齢3区分)



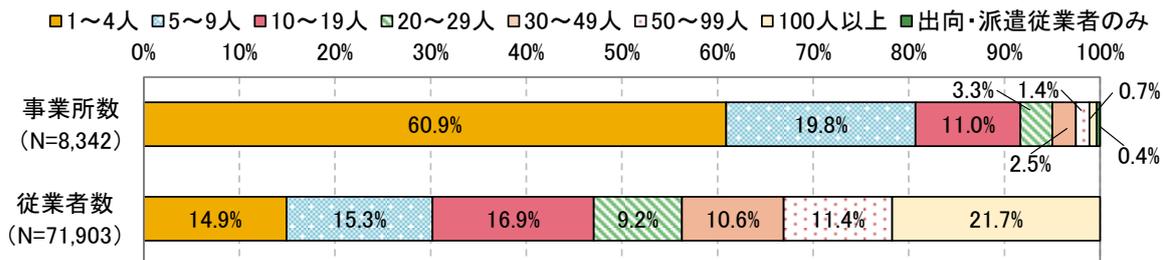
出典:国立社会保障・人口問題研究所

3-2 事業所規模別・業種別の事業所数と従業者数

①市内の従業者規模別事業所数と従業者数

- 市内事業所数では従業者数「1～4人」の占める割合が約60%、従業者数では「100人以上」の占める割合が約20%と、それぞれ最も高くなっています。

図表2 従業者規模別事業所数と従業者数

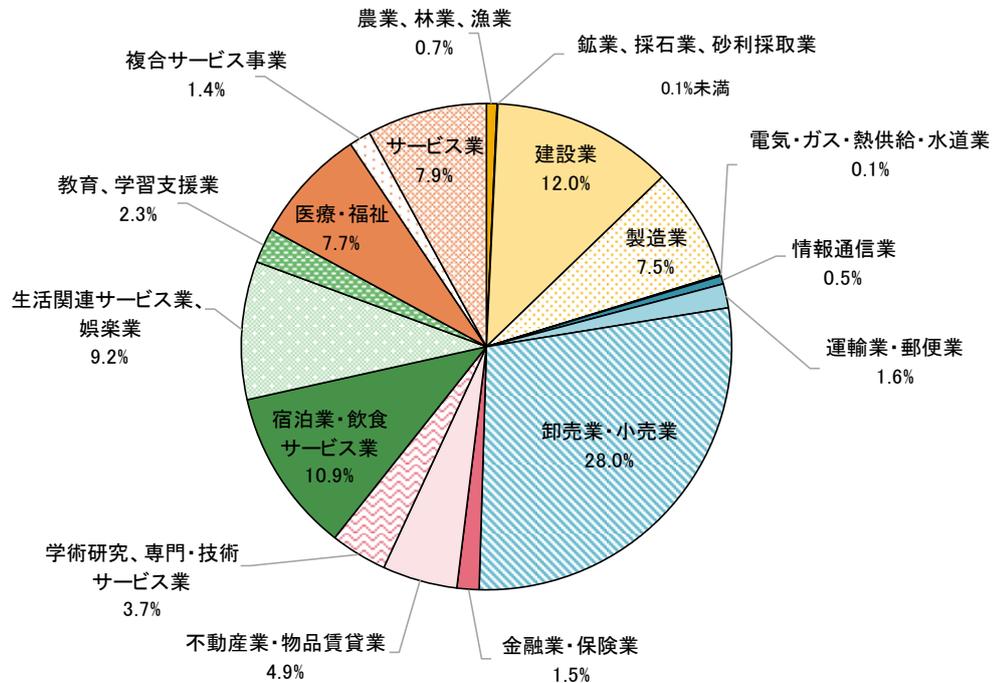


出典:平成24年(2012)経済センサス

②市内の業種別事業所数割合と従業員数割合

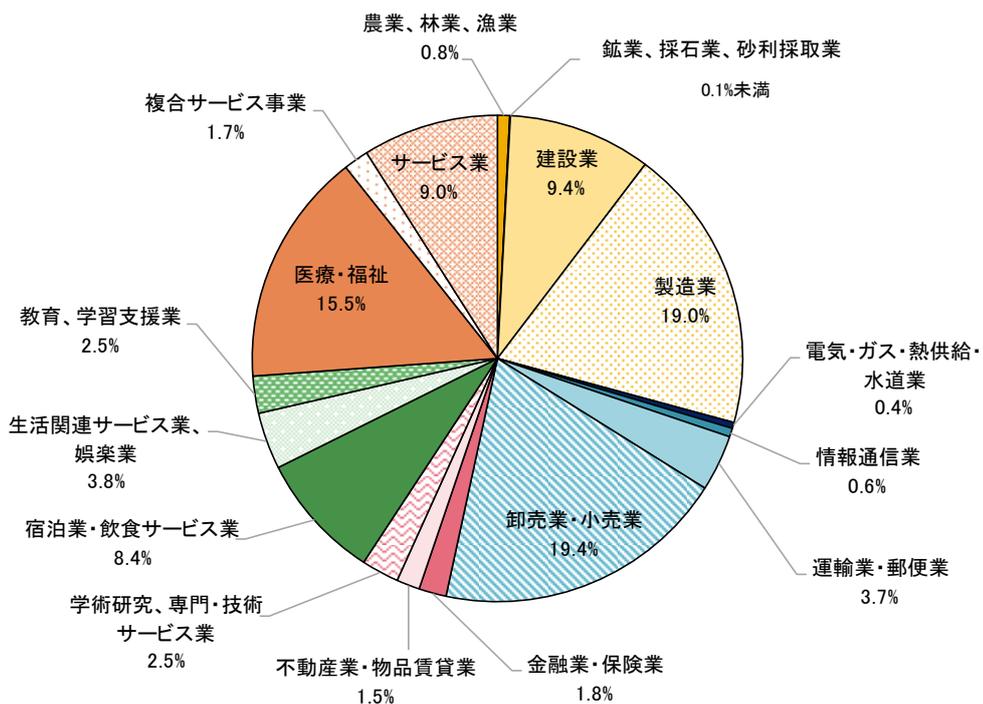
- 事業所数では「卸売業・小売業」が全体の約 30%を占めています。(図表 3)
- 従業員数では「卸売業・小売業」「製造業」が、それぞれ全体の約 20%を占めています。(図表 4)

図表 3 業種別事業所数割合



出典：平成 26 年(2014)経済センサス

図表 4 業種別従業員数割合

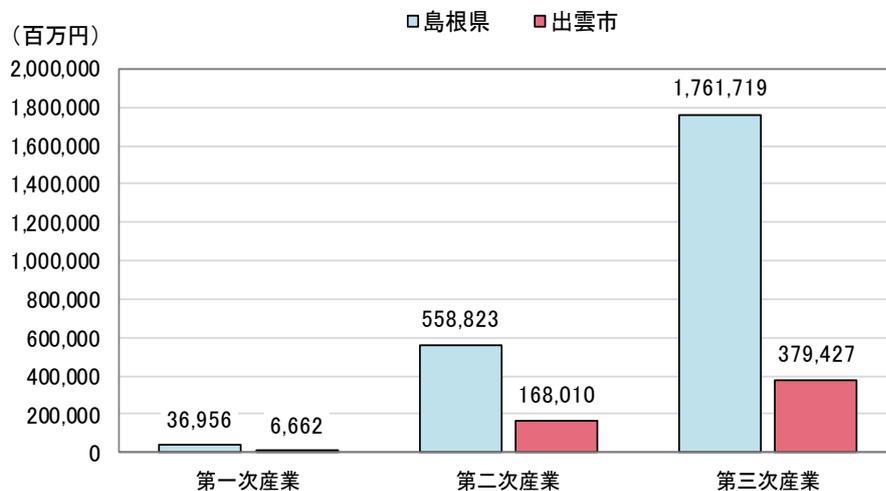


出典：平成 26 年(2014)経済センサス

3-3 産業別総生産

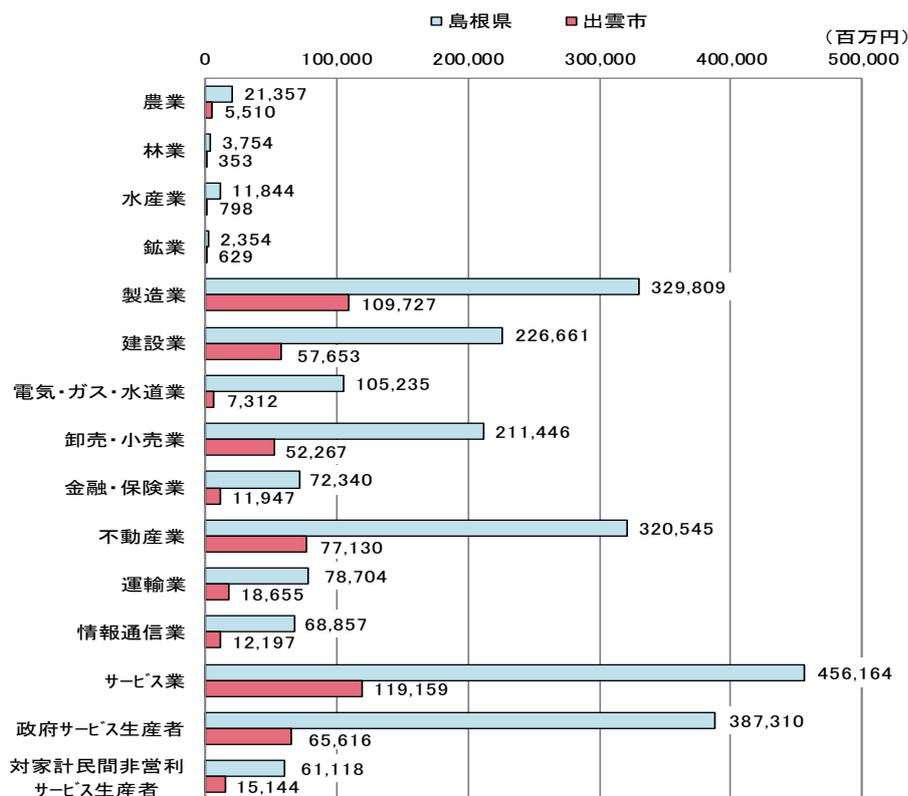
- 産業別総生産をみると、出雲市では島根県全体と同様に第三次産業が最も多く、次いで第二次産業が多くなっています。(図表 5、6)

図表 5 三分類別総生産



出典: 島根県統計情報データベース平成 26 年(2014) 島根県市町村民経済計算

図表 6 産業区分別総生産



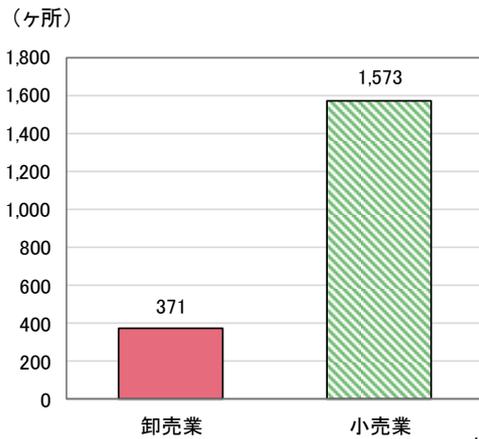
出典: 島根県統計情報データベース平成 26 年(2014) 島根県市町村民経済計算

3-4 商工業の状況

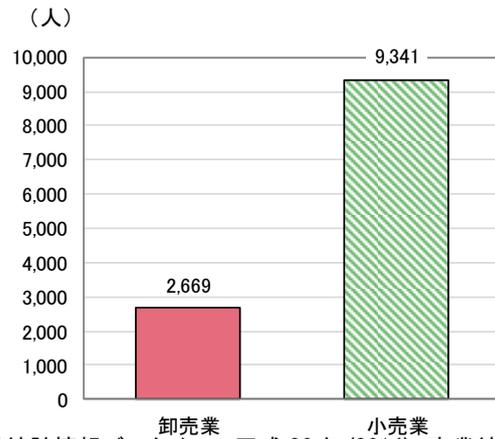
①商業施設の事業所数、従業者数

- 出雲市の商業施設では、事業所数、従業者数ともに小売業が約80%を占めています。(図表7、8)

図表7 事業所数



図表8 従業者数

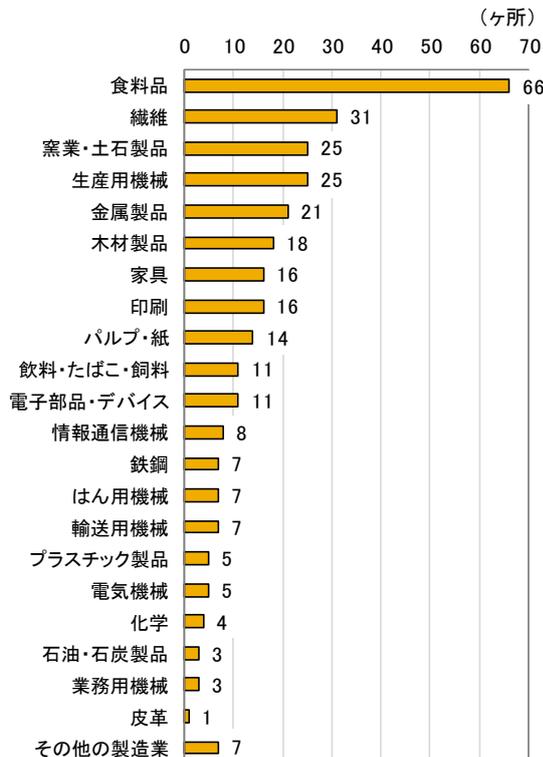


出典: 島根県統計情報データベース平成26年(2014) 商業統計調査

②工業事業所数、従業者数

- 出雲市の工業をみると、食品の事業所数が多くなっています。(図表9)
- 従業者数では、「電子部品・デバイス」「情報通信機器」が多く、これは斐川工業団地に立地する大手企業の影響が考えられます。(図表10)

図表9 事業所数



図表10 従業者数

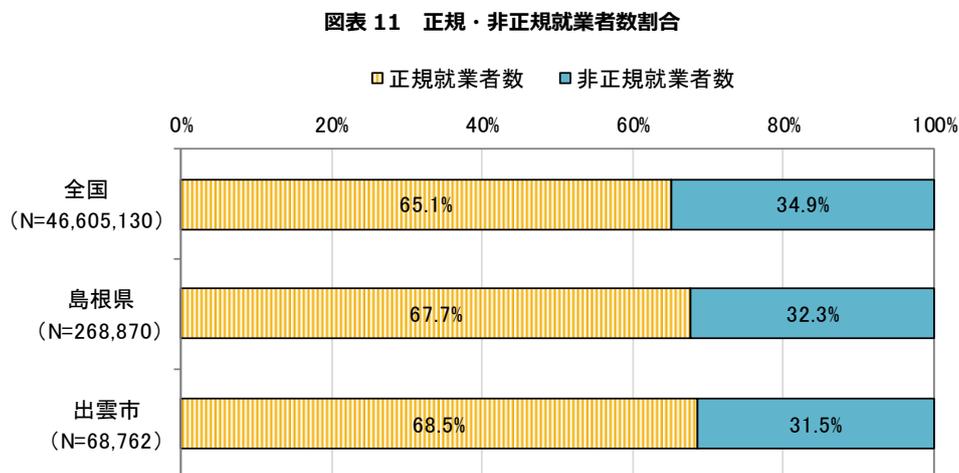


出典: 島根県統計情報データベース平成26年(2014) 工業統計調査

3-5 事業所の特性

① 正規・非正規就業者数割合

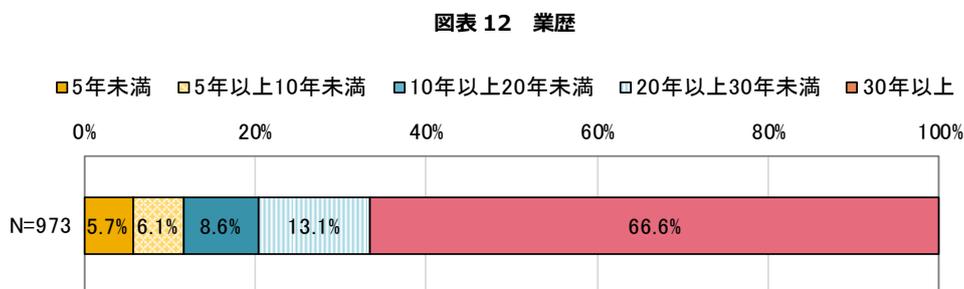
○市内における従業者数の約 30%(島根県全体の値と同程度)を、非正規従業者が占めています。



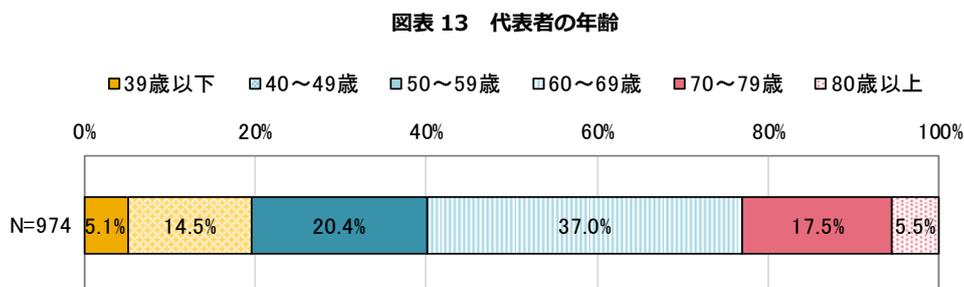
出典:平成 27 年(2015)国勢調査

② 事業所の業歴、代表者の年齢

- 市内では、業歴 10 年以上の事業所が約 90%、そのうち 30 年以上は約 70%を占め、業歴の長い事業所が多くなっています。(図表 12)
- 代表者の年齢は、60 歳以上が 60%、70 歳以上が 23%と、高い年齢の経営者が多くなっています。(図表 13)



出典:平成 28 年度(2016) 事業継承アンケート 各市域別集計



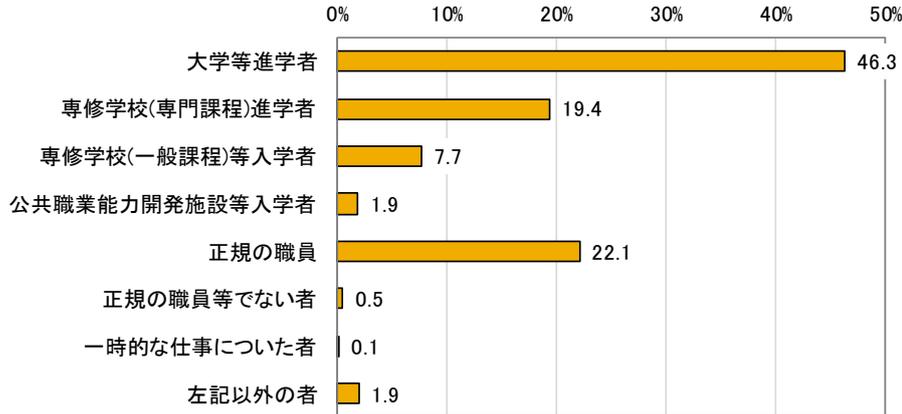
出典:平成 28 年度(2016) 事業継承アンケート 各市域別集計

第4章 出雲市の中小・小規模企業の課題の抽出

4-1 出雲市内の高校の県外進学・就職状況

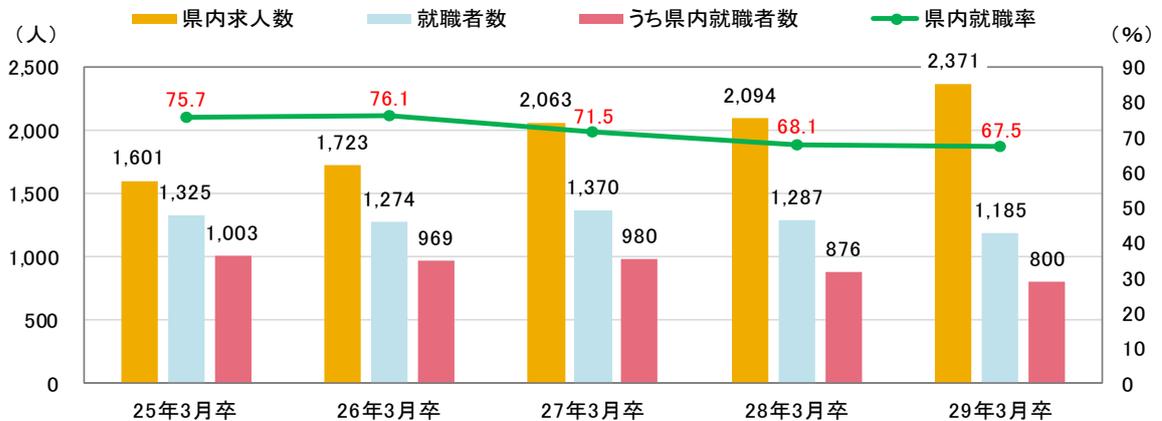
- 市内の高校生の約50%が大学に進学しており、専修学校等を含めると約74%に上ります。(図表14)
- 島根県内の高校卒業者の県内就職率は平成25年(2013)から5年間、約70%で推移していますが、県内進学率(大学)は約16%に留まっています。(図表15、16)

図表14 市内の高等学校の就職・進学状況



出典：島根県統計情報データベース 平成29年度(2017)学校基本調査

図表15 県内の新規高校卒業者の県内就職者数・就職率



出典：厚生労働省島根労働局 平成29年度(2017)労働行政のあらまし

図表16 平成28年度(2016)地元進学率ランキング(大学)

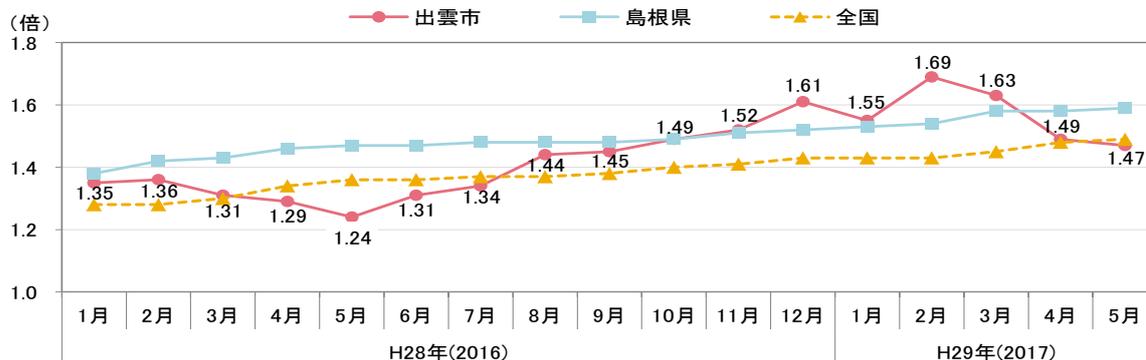
順位	出身高校の所在地	地元進学率	地元大学進学者数	順位	出身高校の所在地	地元進学率	地元大学進学者数
1	愛知	71.4%	27,288	42	長野	17.1%	1,568
2	北海道	67.1%	13,794	43	島根	15.9%	417
3	東京	65.7%	49,926	44	奈良	15.1%	1,197
4	福岡	64.6%	14,741	45	佐賀	13.9%	492
5	宮城	57.4%	5,827	46	鳥取	13.3%	286
6	大阪	56.3%	26,461	47	和歌山	11.2%	490
7	沖縄	54.3%	3,311		計	43.7%	263,097

出典：(株)旺文社 教育情報センター

4-2 出雲市内の有効求人倍率

- 有効求人倍率は、島根県全体及び全国平均とほぼ同じ推移です。

図表 17 有効求人倍率の推移

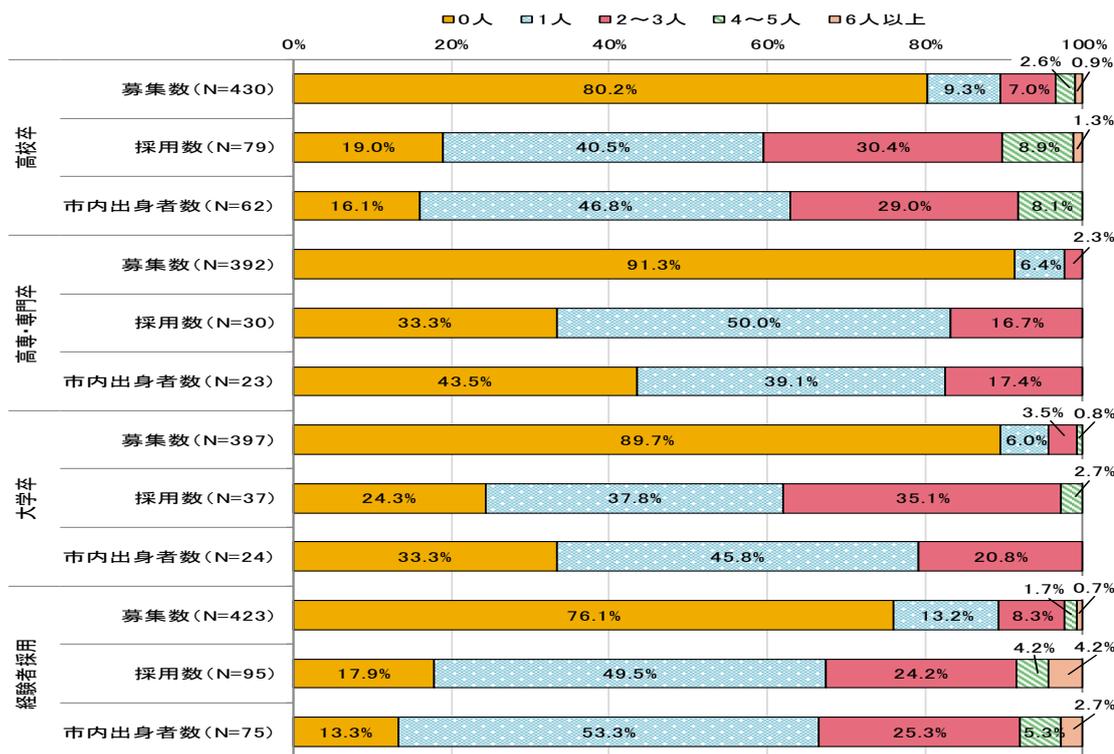


出典:厚生労働省島根労働局 島根の雇用情勢

4-3 出雲市内事業所の人材不足の状況

- 求人募集に対し、約 20~30%の企業が採用できていません。
- 特に高専・専門学校卒、続いて大学卒において充足率が低くなっています。

図表 18 平成 27 年度(2015)の人材募集



※採用数…「募集数」が1以上の事業所を集計 ※市内出身者数…「採用数」が1以上の事業所を集計

出典:平成 27 年度(2015) 出雲市内の事業活動に関する実態調査

課題

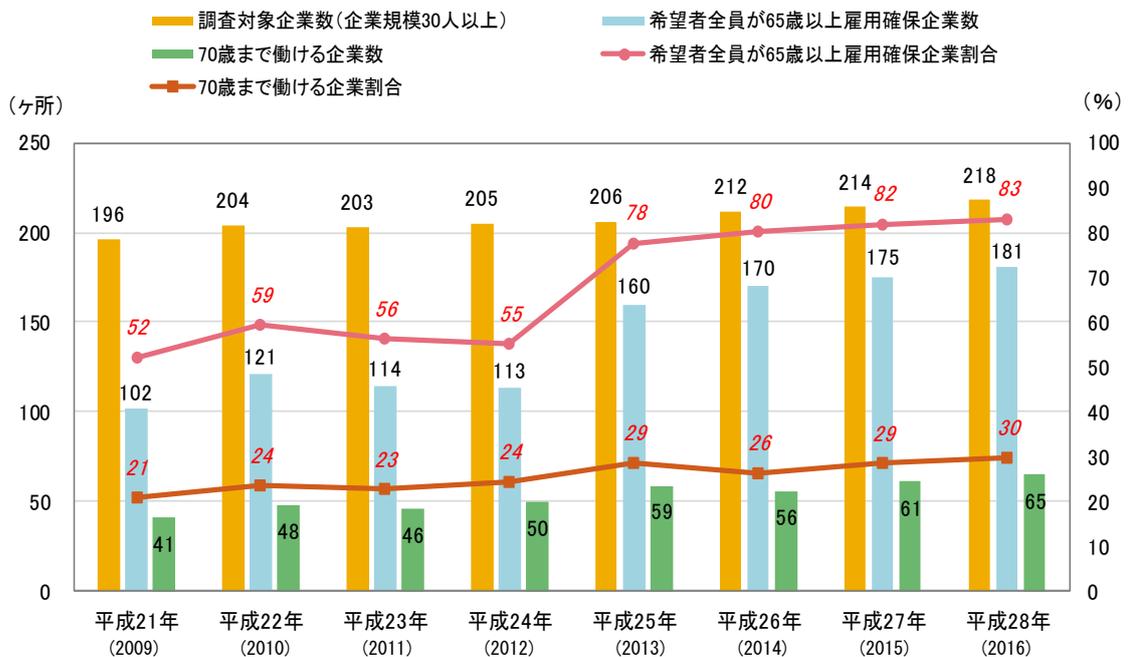
- 高校卒業時の市外流出を抑えるとともに、市外進学者の卒業時の市内中小・小規模企業への就職率を増加させる必要があります。
- 市内中小・小規模企業の人材不足は顕著であり、人材確保対策を行う必要があります。

4-4 高齢者の就業率

(「希望者全員が65歳以上まで働ける雇用を確保する企業」及び「70歳まで働ける企業」割合の推移)

- 島根県内の企業では、65歳まで働ける企業は年々増加しており、80%を超えています。
- 70歳まで働ける企業は、徐々に増えていますが、30%にとどまっています。

図表 19 高齢者の就業状況

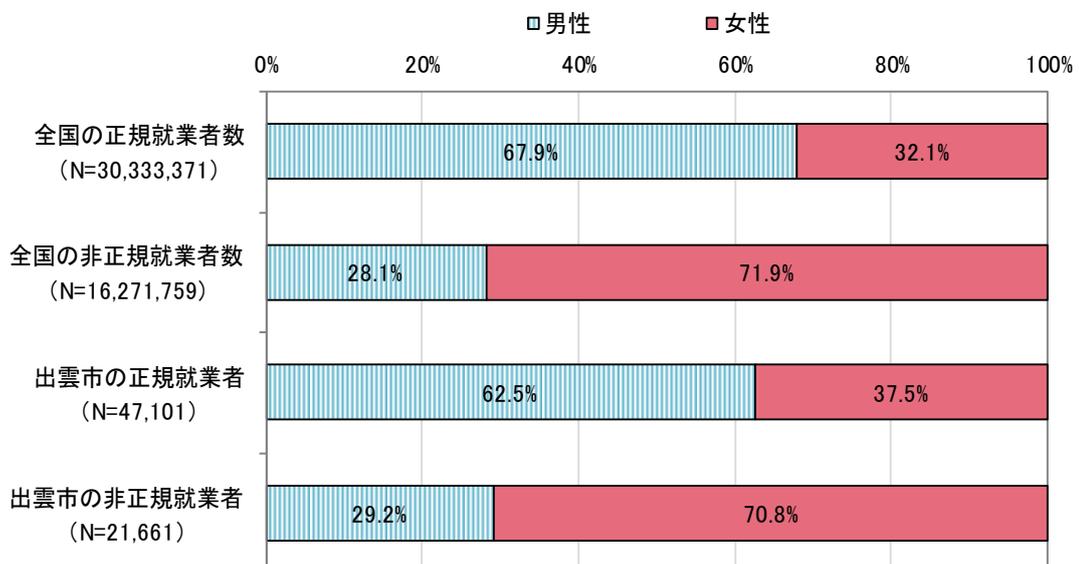


出典:厚生労働省島根労働局 平成29年度(2017)労働行政のあらまし

4-5 女性の就業率(正規・非正規)

- 市内の非正規労働者数のうち、約70%を女性が占めています。

図表 20 正規・非正規就業者の男女割合

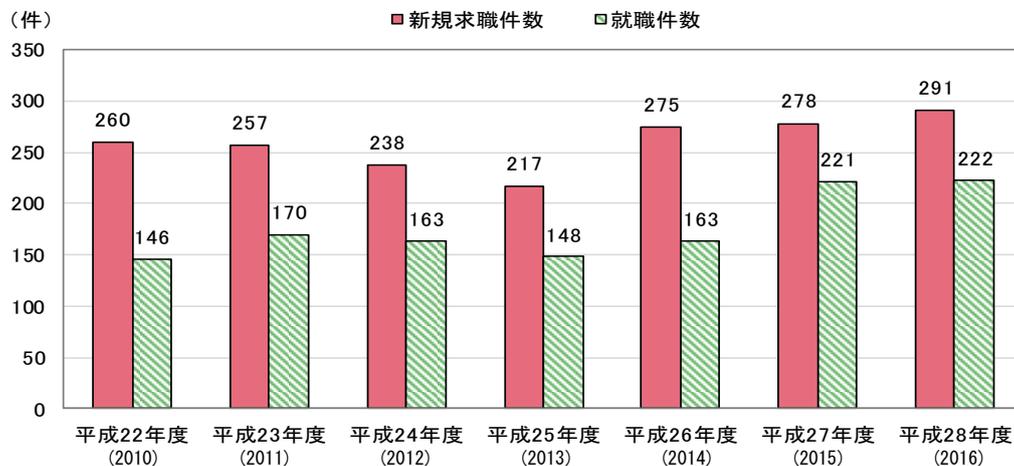


出典:平成27年(2015)国勢調査

4-6 障がい者雇用の状況 求職・就職件数

- 出雲市の障がい者雇用の状況を見ると、求職者数に対して就職件数が下回っています。

図表 21 出雲市における障がい者の新規求職・就職件数



出典：厚生労働省島根労働局 平成 29 年度(2017)労働行政のあらまし

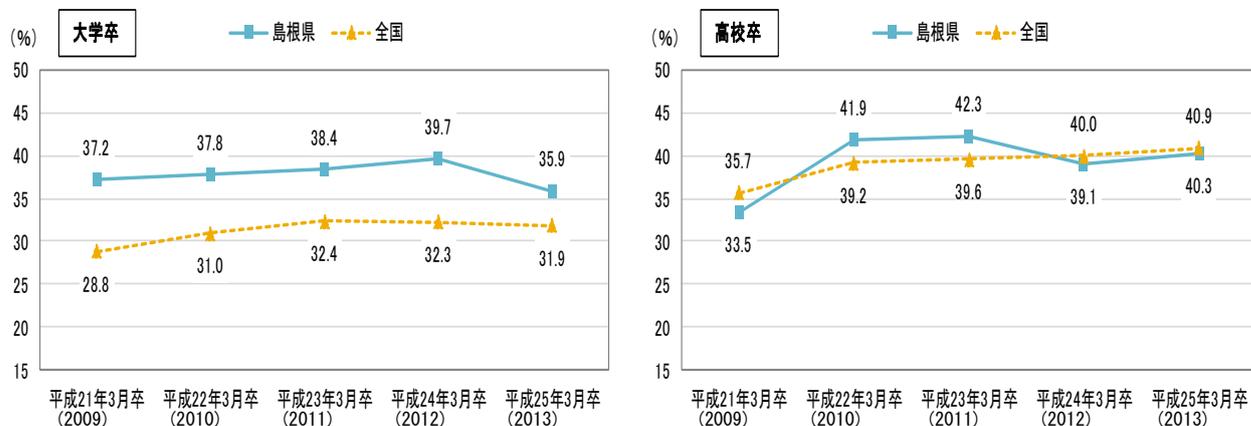
課題

- 高齢者・女性・障がい者の雇用を増加させるとともに、多様な働き方ができる企業を増やす必要があります。

4-7 3年未満の離職率の推移(高校卒・大学卒別の3年未満の離職率)

- 島根県では、大学卒の3年未満離職率が約36%で、全国の離職率の約32%を上回っています。
- 高校卒は全国とほぼ同じ水準の約40%です。

図表 22 3年未満の離職率

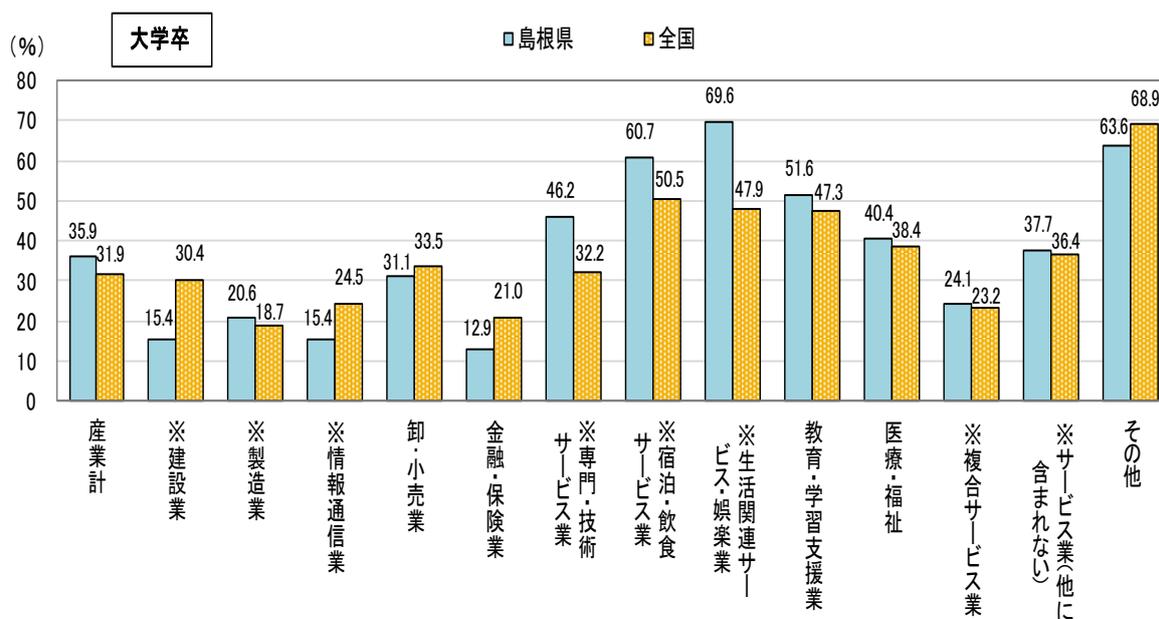


出典:厚生労働省島根労働局 平成28年(2016)11月28日報道発表

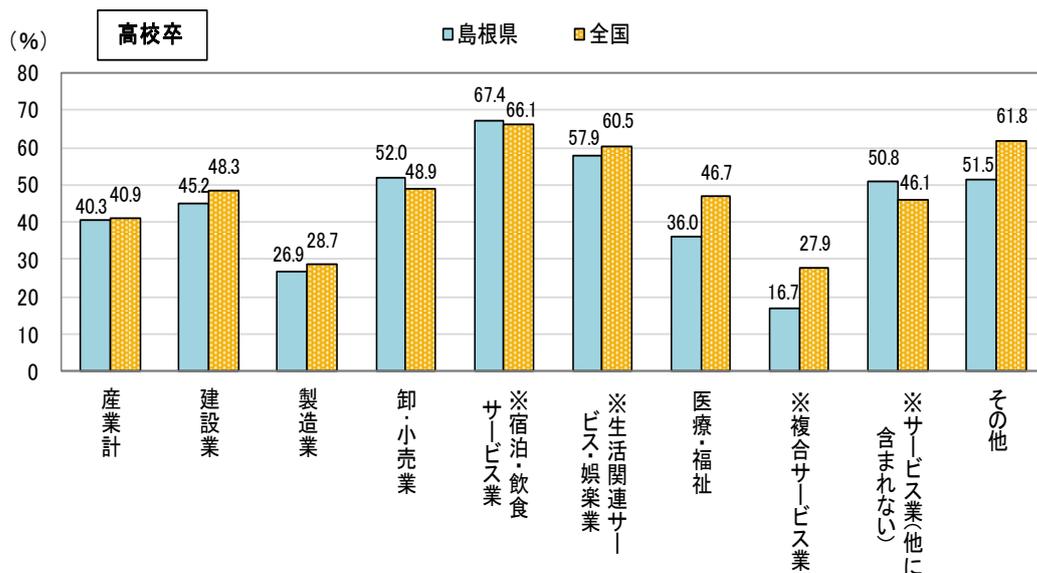
4-8 3年未満の離職率とその理由

- 全国と比較して離職率の差が大きい業種は、大学卒の生活関連サービス・娯楽業、専門・技術サービス業、宿泊・飲食サービス業となっています。(図表 23-1)
- 離職の理由としては、仕事内容、人間関係、労働条件に関する内容が多くなっています。(図表 24)

図表 23-1 産業別離職率(卒業後3年間の合計)



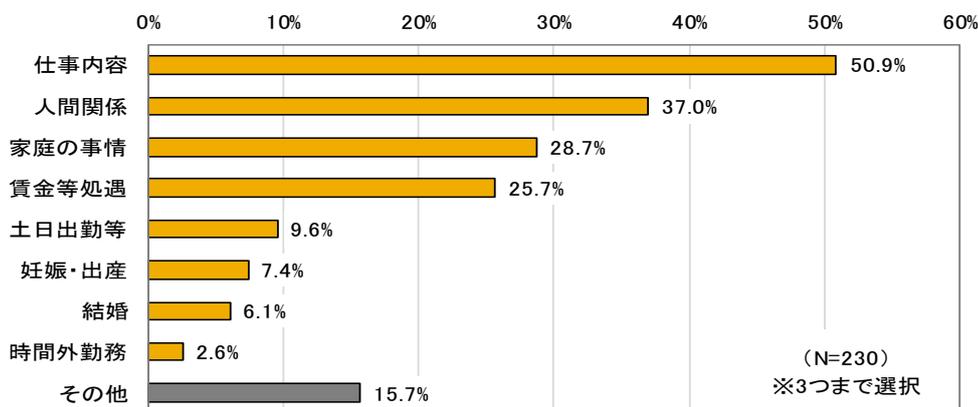
図表 23-2 産業別離職率(卒業後3年間の合計)



※は雇用保険被保険者資格取得者数が100人未満(島根県)

出典:厚生労働省島根労働局 平成28年(2016)11月28日報道発表

図表 24 就職後3年未満での離職者の離職理由



出典:平成27年度(2015)出雲市内の事業活動に関する実態調査

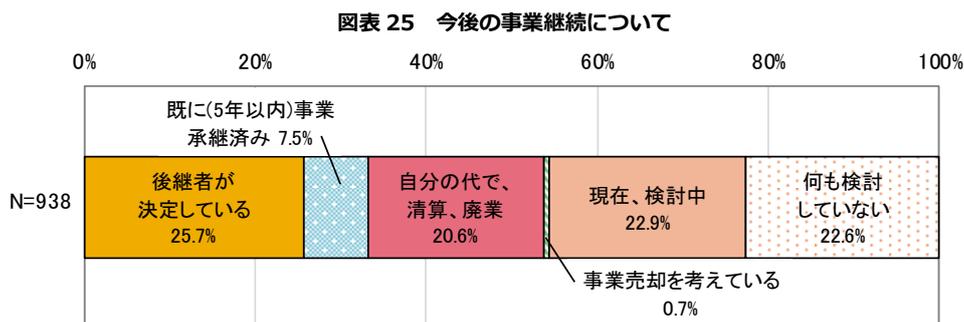
課題

- 従業員の離職防止に向けて、働く環境の改善が必要であり、経営者の意識・行動改革がその対策のひとつとして挙げられます。

4-9 出雲市内における経営者の年齢構成と後継者の有無

- 出雲市内の企業経営者は 60 歳以上が 60%を占め、そのうち 70 歳以上は 23%を占めています。(第 3 章 図表 13)
- 事業承継について、「検討中」「何も検討していない」と回答した事業者が、約 50%です。
- 今後の事業継続に関しては、「後継者が決定している」「事業承継済み」と回答した事業者が約 30%です。
- 「自分の代で清算・廃業」「事業売却予定」と回答した事業者が約 20%です。

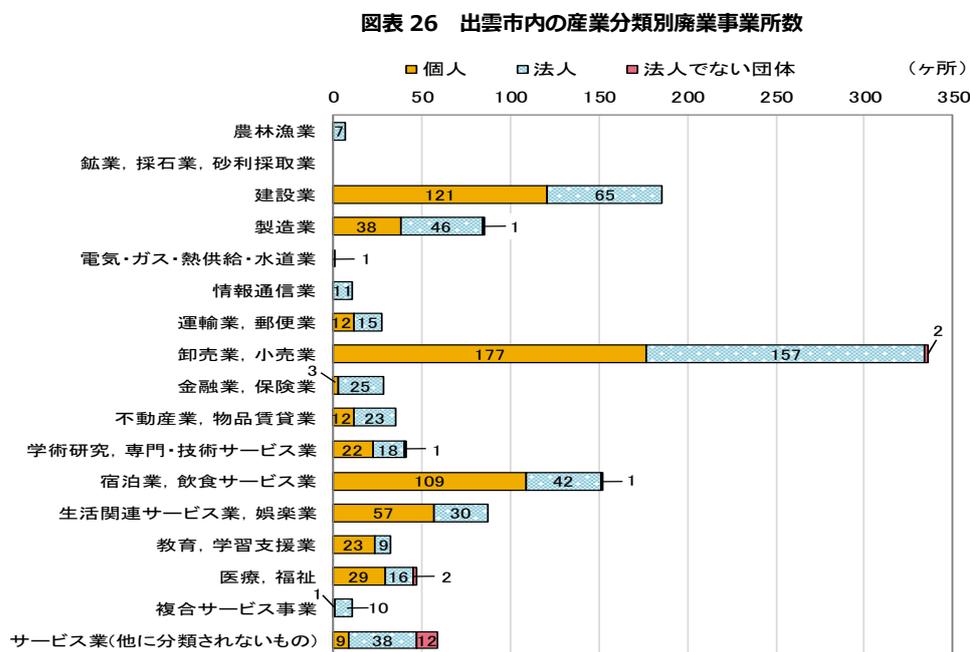
(図表 25)



出典：平成 28 年度(2016) 事業承継アンケート 各市域別集計

4-10 市内の廃業の状況

- 業種別では卸売業・小売業、建設業の廃業数が多くなっています。



出典：平成 24 年(2012) 経済センサス活動調査

4-11 開業・廃業率

- 島根県では開業率 3.3%に対して廃業率が 4.2%となっており、企業数の減少が進んでいます。

図表 27 都道府県別 廃業・新設事業所数

	開業率	廃業率	差
北海道	4.2%	4.3%	-0.1%
青森	3.6%	3.7%	-0.1%
岩手	3.4%	3.4%	0.0%
宮城	5.3%	3.3%	2.0%
秋田	2.8%	3.5%	-0.7%
山形	3.4%	3.2%	0.3%
福島	5.3%	3.1%	2.2%
茨城	5.3%	3.3%	1.9%
栃木	4.4%	3.3%	1.1%
群馬	5.1%	3.8%	1.3%
埼玉	6.8%	3.5%	3.4%
千葉	6.5%	4.3%	2.2%
東京	5.6%	3.7%	1.9%
神奈川	6.3%	4.1%	2.3%
新潟	3.1%	3.4%	-0.3%
富山	3.7%	3.5%	0.2%

	開業率	廃業率	差
石川	4.3%	3.5%	0.8%
福井	3.7%	3.3%	0.4%
山梨	4.7%	3.5%	1.2%
長野	4.0%	4.0%	0.0%
岐阜	4.6%	3.7%	1.0%
静岡	4.6%	3.9%	0.7%
愛知	6.1%	4.0%	2.1%
三重	5.3%	3.6%	1.8%
滋賀	4.3%	4.9%	-0.5%
京都	4.7%	4.6%	0.1%
大阪	5.9%	3.6%	2.3%
兵庫	5.2%	4.2%	1.0%
奈良	4.7%	4.3%	0.5%
和歌山	4.5%	3.1%	1.4%
鳥取	4.2%	3.5%	0.7%
島根	3.3%	4.2%	-0.9%

	開業率	廃業率	差
岡山	4.8%	3.7%	1.1%
広島	4.4%	3.6%	0.8%
山口	4.1%	3.6%	0.5%
徳島	4.2%	2.9%	1.3%
香川	4.3%	3.2%	1.0%
愛媛	4.5%	3.8%	0.7%
高知	4.1%	3.6%	0.5%
福岡	6.1%	4.4%	1.7%
佐賀	4.7%	3.6%	1.1%
長崎	4.1%	3.6%	0.5%
熊本	5.3%	3.2%	2.0%
大分	4.6%	4.0%	0.6%
宮崎	4.8%	4.1%	0.7%
鹿児島	4.3%	3.5%	0.8%
沖縄	7.0%	3.7%	3.3%
全国計	5.2%	3.8%	1.4%

※開業率－廃業率で差分表示

※開業率＝当該年度に雇用関係が新規に成立した事業所数／前年度平均の適用事業所数×100

※廃業率＝当該年度に雇用関係が消滅した事業所数／前年度平均の適用事業所数×100

※適用事業所…雇用関係に係る労働保険の保険関係が成立している事業所(雇用保険法第5条)

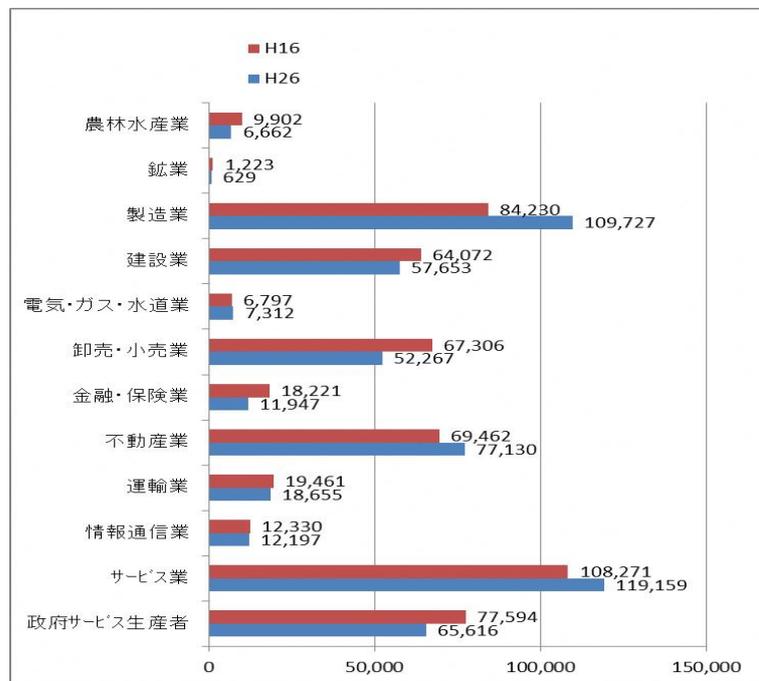
出典：厚生労働省 平成27年度(2015)雇用保険事業年報

4-12 市内における産業別総生産の比較

○平成16年(2004)と平成26年(2014)のデータを比較すると、卸売・小売業をはじめ、多くの業種で総生産額が落ち込んでいます。

図表 28 出雲市の産業区分別総生産

(百万円)



出典：島根県統計情報データベース平成16年(2004)および平成26年(2014) 島根県市町村民経済計算

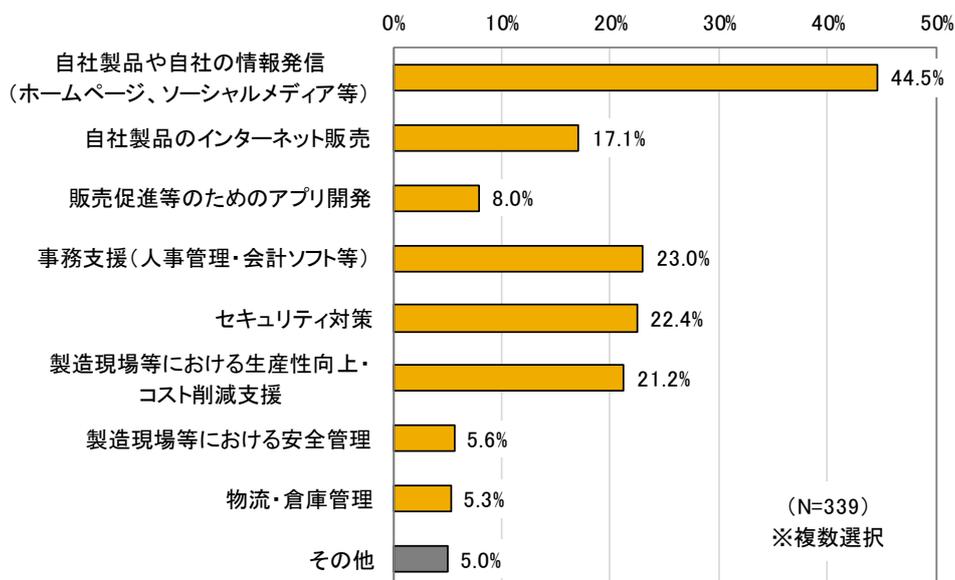
課題

- 市内の雇用の場を確保し経済活動を持続させるため、生産性向上等への対策のほか、経営基盤強化による事業継続、円滑な事業承継を後押しする必要があります。
- 親族や社員への事業承継のほか、第二創業(後継者が業態転換や新分野進出等を行うこと)、企業内起業(企業内で新しいビジネスを立ち上げること)等、企業の実態に沿った事業継続のあり方について、企業自らの変革に加え、多様な事業継続を模索できる環境が必要です。
- 廃業を少なくするための対策を進めるとともに、創業支援を行い、企業数の維持・増加を図っていく必要があります。

4-13 事業所におけるIT導入の意向と課題

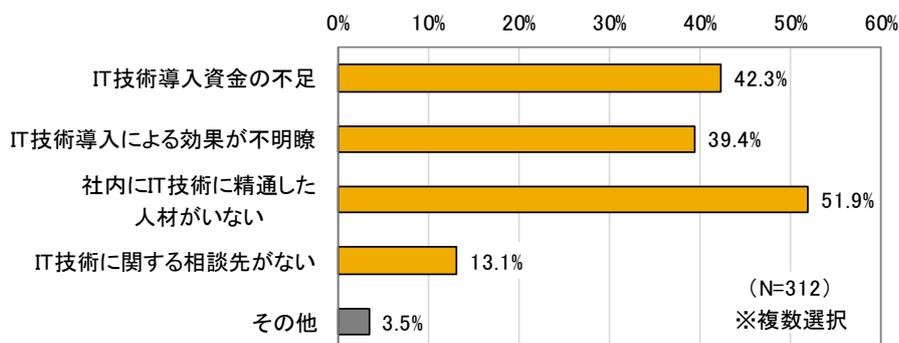
- 市内では、導入を検討したいIT技術として、情報発信や事務支援(生産性向上)を挙げている事業所が多くなっています。(図表 29)
- IT導入の課題としては、人材や資金の不足、導入効果が不明瞭であること等が挙げられています。(図表 30)

図表 29 今後導入を検討したいIT技術



出典:平成27年度(2015)出雲市内の事業活動に関する実態調査

図表 30 IT技術導入の課題



出典:平成27年度(2015)出雲市内の事業活動に関する実態調査

課題

- IT技術の導入による効果や導入の必要性を明確に示すことが必要です。その上で導入に向けた資金確保・人材育成・研修活動等への支援を進める必要があります。

4-14 産学官連携の状況

- 市内に島根大学医学部が立地する本市の特性を活かし、大学の「知」と企業の「技術」を結び付け、製品の共同開発に取り組んでいます。
- 出雲市内の産学官連携による共同開発件数は、平成 27 年(2015)が 17 件、平成 28 年(2016)が 8 件と、年間 10 件前後あり、今後の増加が期待できます。

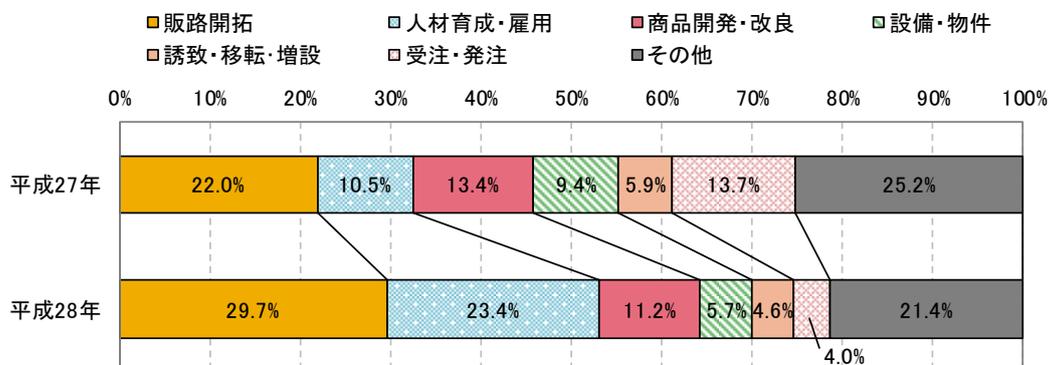
課題

- 市内企業の製造品やサービスの研究開発を推進するとともに、産学官連携を推進する必要があります。

4-15 販路開拓の必要性

- 市内企業が新事業展開を行う上での課題として、販路開拓や人材育成・雇用に
関する相談が増えています。

図表 31 NPO法人 21 世紀出雲産業支援センターの企業訪問等による相談内容



出典：平成 29 年(2017) NPO法人出雲 21 世紀出雲産業支援センター調査

課題

- 市内企業の販路開拓支援をより充実させるとともに、企業自らがマーケティング力を向上させる必要があります。

第5章 出雲市の中小・小規模企業の課題の整理

第4章を踏まえると、市内中小・小規模企業における課題を次のとおり整理することができます。

5-1 外部環境の変化に関する課題

- **経済・社会情勢への迅速な対応**

市内中小・小規模企業を取り巻く環境が刻々と変化していく中で、消費行動、流通システムをはじめとした経済環境の変化にいち早く対応できる経営基盤の強化が求められます。

- **市内中小・小規模企業の多様性による地域活力の向上**

市内中小・小規模企業には、高齢者・女性・障がい者・外国人などの雇用や働き方や、第二創業や企業内起業をはじめとした事業継続の手法等を考え、実践することで、多様な企業経営のあり方を模索することが求められています。

また、企業経営の多様性が地域の活力を生む源となることへの認識を深めるとともに、自社の経営に求められているニーズを的確にとらえ、変革に取り組むことが求められます。

- **新たな取組に対する支援**

新分野への取組や第二創業、企業内起業等、企業自らが事業継続に向けた第一歩を踏み出すことができるよう支援を行う必要があります。

5-2 事業発展に関する課題

- **IT導入等の経営基盤整備の支援**

IT導入や新技術導入による事業効率向上や事業拡大に向けた経営基盤強化への支援を行う必要があります。

- **産学官金連携の推進**

市内企業の競争力強化に向けて、産学官(企業・大学・行政)に金融機関を加えた産学官金の連携により、資金面、企業間マッチング等のサポート、新製品や新サービスの開発促進の取組を強化する必要があります。

- **販路開拓の推進**

市内中小・小規模企業の販路開拓の支援を行うとともに、市内企業のマーケティング力向上への支援を行う必要があります。

5-3 人材に関する課題

- **高校生及び市外進学者への就職支援**

高校卒業時の市外流出を抑えるとともに、市外進学者の卒業時の市内中小・小規模企業への就職を促進するため、高校生及び市外進学者への施策を講じる必要があります。

- **市内中小・小規模企業の人材確保**

生産年齢人口の減少等に伴い、新卒採用に関わらず、中途採用やパートタイム社員・アルバイトまで、中小企業・小規模企業では人材確保が非常に困難な状況にあります。様々な方面から、人材不足に対応するための施策や支援を講ずる必要があります。

- **多様な働き方の促進**

高齢者や女性、障がい者、外国人が働きやすい労働環境を整備して、多様な働き方を可能とする必要があります。

- **経営者の意識・行動改革**

人材不足の要因について経営者自らが考察し、労働条件の改善や経営ビジョンなど企業の将来像・魅力を発信することが必要です。

また、従業員が働きやすい環境をつくとともに人材育成に努め、厳しい経営環境の中で経営を維持・発展させるために、経営者の意識と行動改革に向けた支援の必要があります。

5-4 事業継続と創業に関する課題

- **事業承継の支援**

企業の後継者等に関する課題に対応し、事業継続を可能とするための円滑な事業承継を支援する必要があります。

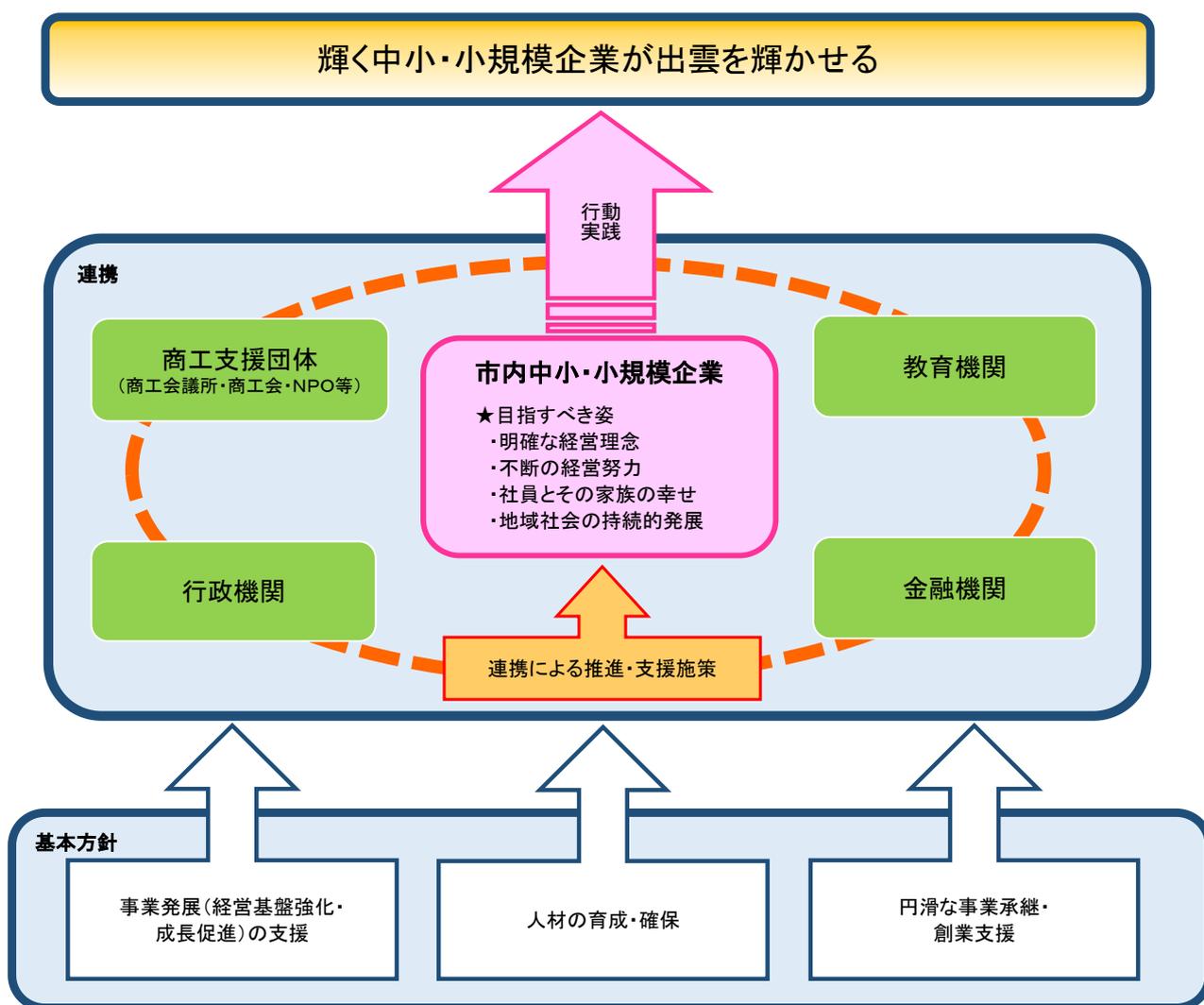
- **創業支援**

様々な機会を通じた創業マインドの醸成と、創業意欲を持つ人に対する創業に関する知識等の習得、創業者のネットワーク構築等の支援を行う必要があります。

第6章 基本方針と推進施策

第5章での課題を受けて、本計画では3つの基本方針のもとに、計画期間に推進施策を実施し、市内中小・小規模企業の成長・発展を図ります。

市内中小・小規模企業の振興を図るためには、本計画で抽出した課題に加え、市内中小・小規模企業の現状・実態を把握・分析したうえで、有効な施策を検討・展開していく必要があります。そのため、アンケート等による市内中小・小規模企業の実態把握・分析を行うとともに、各推進施策で実施する事業や支援の内容を精査のうえ推進します。



基本方針 1 事業発展(経営基盤強化・成長促進)の支援

【方向性】

生産年齢人口の減少に加え、今後、社会の様々な面でIT（情報技術）やAI（人工知能）等の先進技術の導入が進み、市内中小・小規模企業の経営環境は著しく変化していくことが予想されます。

市内中小・小規模企業には、ITやAI等の導入や、これに対応できる技術を有する人材を育成し、生産性向上や事業拡大等での経営基盤強化が求められます。

また、消費形態や流通システム、生産体制の変化等に対応し、地域経済の主力として多様な雇用を創出し、地域活性化の推進力としての変革も求められます。

関係団体は連携を強化し、市内中小・小規模企業の競争力強化に向けた新商品や新サービスの開発支援や、市内中小・小規模企業の優れた経営資源と大学や公的機関等あるいは異業種企業間のマッチングによるビジネスチャンスの創出等による経営基盤強化、成長促進を図るとともに、市内中小・小規模企業自らの変革を促すための支援に取り組みます。

【推進施策】

1-1 産学官金連携の推進

島根大学医学部の立地や医療機関が集積しているメリットを活かし、医療・介護・ヘルスケア産業を中心とした産学官金(企業・大学・行政・金融)連携による新商品・新サービスの開発を促進します。

1-2 生産性向上に向けたIT化等の推進、設備投資への支援

各業種において、生産性を向上させ競争力を高めるため、国事業の有効活用や情報提供等により、IT化や先端設備等を導入する市内中小・小規模企業への支援に取り組みます。

1-3 販路開拓の推進

- (1) 中海・宍道湖・大山圏域内の商談会・展示会により、ビジネスマッチングの機会を設け、圏域内外の企業との取引拡大や企業間連携強化を図ります。
- (2) 出雲の知名度を活かした、「出雲ブランド商品」や出雲推奨商品「おいしい出雲」の認定制度を活用し、市内製造商品の販売促進を支援します。
- (3) 県外での出雲の特産品フェア等を開催し、販路拡大の支援や特産品の情報発信を行います。

1-4 市内中小・小規模企業への金融支援

- (1) 県の小規模事業者向け融資の資金を市が金融機関へ預託し、市内中小・小規模企業の資金需要に対応した資金調達を支援します。
- (2) 県制度融資を利用する際の信用保証料の一部補助を行い、市内中小・小規模企業の経費負担軽減が図れるよう支援します。

1-5 IT産業の活性化

- (1) 市内IT企業と他業種企業との連携によるビジネスチャンスの創出を支援します。
- (2) 首都圏等の技術者と市内IT企業との交流、若年層を対象としたITセミナー、子どもを対象とするプログラミング教室等を開催し、IT企業の成長に欠かせない人材の育成・確保を図ります。

1-6 ものづくり(製造業)企業の支援

- (1) 機械金属加工を中心とする付加価値の高い「ものづくり」を目指し、高い技術を有する人材の育成と企業連携の強化により、取引拡大や新製品開発を促進します。
- (2) 小学生・中学生向けのものづくり体験教室や企業見学ツアーを開催し、次世代の人材確保を図ります。

1-7 地域商業の支援

商店街等の衰退を防ぐため、空き店舗を活用する事業者の家賃等の経費負担を軽減することで、地域商業の持続化を図ります。

また、小売店等の外国人観光客や外国人住民への接客対応に向けた取組への支援を行います。

1-8 地域内での資金循環の促進

市内で生産・加工される産品や製品の購入又は市内中小・小規模企業間での受発注等により、市内での資金循環を促進するよう、啓発・PRに取り組みます。

1-9 商工支援団体の支援

市内中小・小規模企業の経営普及改善事業等、重要な役割を担う商工会議所と商工会の運営経費を補助し、商工会議所や商工会が実施する商工業の発展に資する事業を支援します。

1-10 関係機関の役割分担と連携強化

市内中小・小規模企業への支援の実効性を高めるため、市、商工会議所、商工会、金融機関、NPO法人21世紀出雲産業支援センター、NPO法人ビジネスサポートひかわ等の各関係機関がより専門性を発揮できるよう役割分担するとともに、連携強化を図ります。

【目標数値】

目標項目	現状値 平成28年度(2016)	出雲市まち・ひと・しごと 創生総合戦略等 平成31年度(2019)目標値	平成34年度(2022) 目標値
産学官連携による共同開発件数(累計)※	22件	34件	総合戦略との整合性を 図りながら今後設定
市内ソフト系IT企業雇用者数(累計)※ 【H25年度(2013)に対する増数】	75人	115人	
出雲ブランド商品認定数※	21商品	30商品	

※出雲市まち・ひと・しごと創生総合戦略から引用。

基本方針 2 人材の育成・確保

【方向性】

人口減少が進む中、学生の市外流出や大手企業への就職により、市内中小・小規模企業の人材不足は喫緊の課題です。

市内中小・小規模企業においては、必要な人材確保のため、自社の強みや魅力を市内外に情報発信し、また、多様な労働ニーズに対応するため、女性や高齢者、障がい者が働きやすく活躍できる労働環境の整備等、積極的な取組が求められています。

そのためには、経営者自らが、意識や行動を変革することが重要です。

市は、出雲地区雇用推進協議会を中心にU I ターン就職促進、高校生・地元大学生等の市内中小・小規模企業への就職支援や人材確保を支援します。

また、子どもの頃から企業見学や職業体験を通して、早い段階からの職業観の育成や市内中小・小規模企業の魅力発信を図ります。

男女共同参画と多文化共生の観点から、多様化する働き方やワーク・ライフ・バランスの重要性と、働く人の多様性への理解が必要であることを啓発し、誰もが活躍しやすい職場環境づくりを支援します。

【推進施策】

2-1 県外学生・U I ターン就職希望者の市内中小・小規模企業への就職支援

- (1) U I ターン就職支援窓口を設置し、就職希望者への情報提供、就職相談、就職後のフォローアップを行う等、市内中小・小規模企業への就職を支援します。
- (2) 県外在学の学生やU I ターン就職希望者を対象とした企業説明会を県外で開催します。
- (3) 公益財団法人ふるさと島根定住財団や認定NPO法人ふるさと回帰支援センターとの連携による就職支援の取組を積極的に行います。

2-2 市内中小・小規模企業の人材確保支援

市内中小・小規模企業の人材不足に対応するため、出雲地区雇用推進協議会の取組を強化し、高校生の企業見学、企業訪問ツアー、学校と求人企業の情報交換、職場定着セミナー等を実施します。

また、出雲地区雇用推進協議会の会員拡大にも積極的に取り組みます。

2-3 子ども・若者への魅力発信

- (1) 教育機関と連携し、ふるさと・キャリア教育の取組のひとつとして、小・中学生を対象に企業見学や職場体験の場を設け、働くことについて学ぶ機会の提供や市内中小・小規模企業の魅力、ふるさと出雲で働くことの意義を伝えます。

(2) 高校生や保護者を対象に、出雲の魅力や出雲での就職をPRし、市内中小・小規模企業への就職を促進します。

(3) 子どもや若者が、出雲の産業の魅力を「見て」「触って」「体感する」場を創設し、出雲の産業と市内中小・小規模企業への関心や理解を深める取組を行います。

2-4 経営者の意識・行動改革と多様化する働き方への対応

多様な働き方について、男性も女性も外国人も含めて誰もが活躍できる職場環境づくり等、ワーク・ライフ・バランスや多文化共生の推進、若年者の離職防止、障がい者の雇用等の啓発を行い、経営者の意識と行動の変革を促します。

【目標数値】

目標項目	現状値 平成28年度(2016)	出雲市まち・ひと・しごと 創生総合戦略等 平成31年度(2019)目標値	平成34年度(2022) 目標値
UIターン相談件数(累計)※	509件	1,000件	総合戦略との整合性を 図りながら今後設定
高校卒業予定者(就職希望者)の県内就職内定率※	73.10%	85%	
職場定着向上研修参加企業の満足度※	90%	100%	
いずも産業未来博の体験型企画参加人数(累計)	3,218人	15,000人	
経営者を対象としたワーク・ライフ・バランス研修実施回数(累計)※	2回	6回	

※出雲市まち・ひと・しごと創生総合戦略から引用。

基本方針3 円滑な事業承継支援と創業支援

【方向性】

経営者の高齢化や後継者不在等による事業廃止は、その企業の損失だけでなく、優れた技術やノウハウ、販路、雇用の面においても地域経済にとって大きな損失となります。また、既存の企業に加え、新たに事業を起こし経営者になろうとする創業者への支援によって、本市経済の活力となるよう持続・成長を促すことが重要です。

経営者は、実現までに時間を要する事業承継について、親族や社員への事業承継のほか、M&A(企業の合併・買収)、事業譲渡あるいはU I ターン者とのマッチング等、第三者への引継ぎも視野に入れ、関係機関と連携し計画的に進めることが求められています。

また、事業承継を転機に、業態転換や新事業を展開することも本市経済の活性化につながるものです。

創業者には、関係機関の支援を受け十分な準備のうえで開業し、安定した経営を目指し、本市経済の新たな活力になることを期待できます。

市は、市内中小・小規模企業の設備、技術、知識等の経営資源を次代に受け継ぐ円滑な事業承継の環境づくりと、創業の両方を支援することで地域経済の維持・発展を図ります。

【推進施策】

3-1 事業承継の支援

円滑な事業承継の促進や事業承継後の経営持続化、経営基盤強化を図るため、出雲市事業承継推進協議会による情報交換や島根県事業引き継ぎセンターと連携した相談体制の構築、講演会、情報発信等を通じた支援を行います。

また、事業承継にかかる施設改修費や備品購入費を補助し、経費負担軽減を図ります。

3-2 創業者の支援

(1) 創業希望者を対象に、創業の準備段階から事業化までの各段階でセミナーを開催します。

(2) ビジネスプランコンテストの開催や創業支援の情報発信を行います。

(3) 斐川企業化支援センター内にインキュベーションルームを設置し、創業時の経費負担軽減を図ります。

3-3 第二創業の推進

事業承継を機会に業態変更や新事業を展開する事業者について、事業転換や事業拡大を図るため、国事業を有効活用できるよう取り組みます。

【目標数値】

目標項目	現状値 平成28年度(2016)	出雲市まち・ひと・しごと 創生総合戦略等 平成31年度(2019)目標値	平成34年度(2022) 目標値
事業承継セミナー参加者人数（累計）	55人	170人	総合戦略との整合性を 図りながら今後設定
創業につながった支援件数（累計）※	183件	463件	

※出雲市まち・ひと・しごと創生総合戦略から引用。

第7章 計画推進に向けて

7-1 関係団体等の役割

(1) 市の責務

市は、本計画に位置付けられた施策を着実に実施するため、必要な制度の整備や予算措置を行うとともに、市内中小・小規模企業、商工支援団体、金融機関、教育機関、市民、国、県、その他の関係機関と連携・協力して各種取組を推進します。

(2) 市内中小・小規模企業の努力

市内中小・小規模企業振興の着実な推進には、市内中小・小規模企業が主体となって取り組むことが必要不可欠です。市内中小・小規模企業には、刻々と変化する経営環境に対し、経営者自らの意識・行動の変革と不断の経営努力を重ね、自立経営を目指すことが求められています。

そして、経営者は、地域を支え会社を支えているのは、社員・従業員の存在であることを認識し、自社の利益追求のみにとどまらず、社員やその家族の幸せと、地域社会の持続的な発展をも目指す努力が求められます。その実現に向けて、市、商工支援団体、金融機関、教育機関等がしっかりと連携し事業活動することが望まれます。

(3) 商工支援団体の役割

商工会議所や商工会、NPO法人等の商工支援団体は、市内中小・小規模企業の最も身近な経営相談窓口・経営支援機関として大きな役割を担い、市内中小・小規模企業の自主努力及び創意工夫による取組をそれぞれの立場から支援していくとともに、本計画の推進や支援団体間の連携・協力を一層強化し本市全体の経済を振興していく役割が期待されます。

(4) 大企業の役割

大企業は、市内中小・小規模企業と同様に地域社会の一員として社会的責任があります。

また、自社の発展によって雇用の維持・拡大を図るとともに、市内中小・小規模企業により生産、製造される製品、物品の消費やサービスの利用等の協力や連携により、市内経済の発展に貢献することが期待されます。

(5) 金融機関の役割

金融機関は、円滑な資金の供給や経営相談等による市内中小・小規模企業への支援のほか、独自のネットワークを大いに活用した取引企業の紹介やマッチング、販路開拓支援等により、市内中小・小規模企業の成長・発展への貢献が期待されます。

(6) 市民の理解と協力

市民は、本市経済の発展や市民生活に不可欠な市内中小・小規模企業の役割を理解し、市内中小・小規模企業の製品の利用や商品・サービスの購入を通して、地域経済の活性化に協力することが期待されます。

(7) 教育機関の役割

教育委員会や学校は、次世代を担う人材を育てるうえで重要な役割を果たすことを認識し、市内中小・小規模企業と連携し、職場体験やインターンシップ等を通じ、児童・生徒の職業観・勤労観や市内中小・小規模企業への理解を深めることが期待されます。

7-2 推進体制

本計画を実効性のあるものとするためには、関係団体等の積極的な連携により市内中小・小規模企業の自主的な取組を支援し、施策の実践・検証を行うことで地域経済全体の活性化を推進する体制が必要です。

(1) 推進体制における役割

・ワーキンググループの組織化

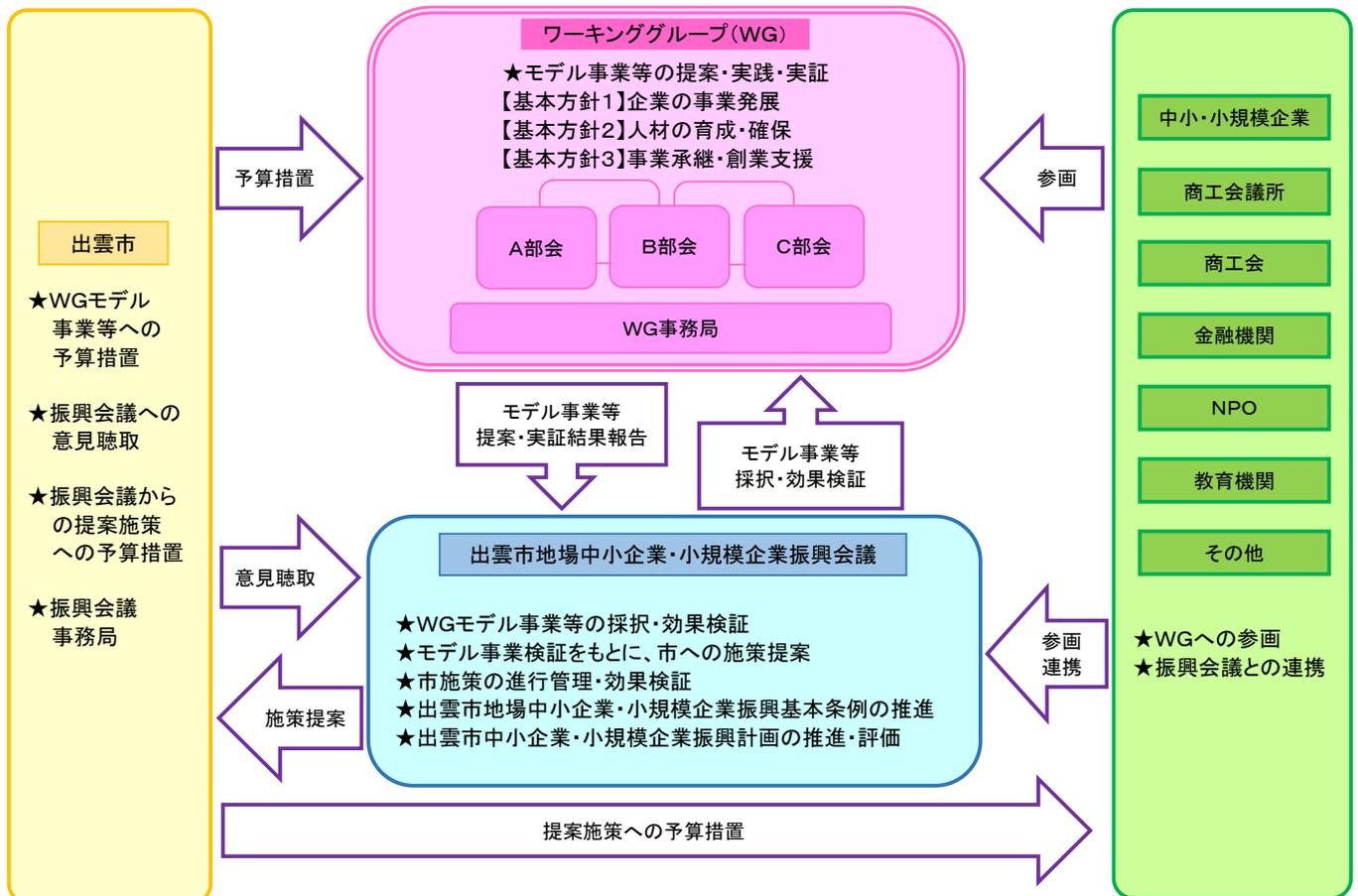
市内中小・小規模企業、商工支援団体、NPO、金融機関等が主体となって構成されるワーキンググループを組織し、基本方針をもとに、市内全域への波及効果を実証するためのモデル事業等を提案し、実践します。

・出雲市地場中小企業・小規模企業振興会議の位置づけ

ワーキンググループから提案を受けたモデル事業等の実施可否を採択するとともに、モデル事業等実施後の効果検証を行います。

モデル事業等の検証結果として、施策展開に有効と判断したものを市へ提案し、具体的な支援施策に結びつけます。また、提案を受けて市が実施する支援施策の効果検証を行い、着実な進行管理を行います。

(2) 推進体制イメージ



資料

出雲市地場中小企業・小規模企業振興基本条例

(平成 29 年出雲市条例第 26 号)

前文

神話の国・出雲は、肥沃な出雲平野と豊かな幸をもたらす海、湖、山々を有し、いにしえより経済活動が盛んに行われてきた地であり、出雲大社をはじめ荒神谷遺跡等今も数多く残る歴史的文化遺産が、神話とともに往時の繁栄をしのばせている。

平成の大合併により、古くから同じ文化・経済圏を形成してきた地域が一体となった出雲市は、農林水産業、商工業等の各産業がバランス良く調和した県内第二位の人口規模のまちとして成長し、近年は、中国横断自動車道尾道松江線の全線開通や航空路線の拡充等により、社会資本整備が一層強化されつつある。

こうした中、誘致された先端産業及び市内の大多数を占める地場中小企業・小規模企業が地域経済を支え、雇用や賑わいを創出し、市民生活の向上に寄与し、山陰の商工業の集積地として中心的な地域となっている。

しかし、近年、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少、経済社会生活圏の広域化等により、地場中小企業・小規模企業の経営環境は厳しさを増している。

地場中小企業・小規模企業自らが経営の改善・向上に努めるだけでなく、地域社会全体で協働してその振興に取り組まなければ、地場中小企業・小規模企業、ひいては地域社会の衰退を招くことが危惧される。

このような認識の下、地場中小企業・小規模企業による技術革新と地域資源を活用した新たな分野への挑戦を地域社会全体で支援し、雇用の拡大と定住人口の維持を図るとともに、将来にわたり、地域に対する誇りを継承し、持続可能な地域社会を実現することを目指し、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、持続的な地場中小企業・小規模企業の振興について基本事項を定めるとともに、市の責務等を明確にすることにより、地場中小企業・小規模企業に関する施策を総合的に推進し、もって地域経済の発展及び雇用の創出を図り、市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地場中小企業・小規模企業 中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項に規定する中小企業者及び同条第 5 項に規定する小規模企業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 中小企業・小規模企業支援団体 商工会議所、商工会その他の地場中小企業・小規模企業の支援を行う団体であって、市内に事務所又は事業所を有するもの及び市長が特に認めるものをいう。

- (3) 大企業 地場中小企業・小規模企業以外の事業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (4) 金融機関等 銀行、信用金庫その他の金融業を行う者及び信用保証協会をいう。
- (5) 教育機関 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校その他職業に必要な能力を育成することを目的とする機関をいう。

(基本理念)

第3条 地場中小企業・小規模企業の振興における市、地場中小企業・小規模企業、中小企業・小規模企業支援団体、大企業、金融機関等及び教育機関並びに市民で共有する基本理念は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地場中小企業・小規模企業が地域経済の発展を支え、雇用の場を創出するとともに、市民生活の向上に寄与するものであることを認識し、その振興に協働して取り組むこと。
- (2) 地場中小企業・小規模企業の自主的な経営の改善・向上の努力及び創意工夫を尊重すること。
- (3) 本市の有する優れた産業基盤及び特色ある地域資源を十分に活用するとともに、豊かな自然環境に配慮すること。
- (4) 優れた人材の育成及び雇用の確保を推進すること。
- (5) 本市の貴重な歴史、伝統及び芸術文化を尊重すること。

(基本方針)

第4条 市は、次に掲げる基本方針に基づき、地場中小企業・小規模企業の振興に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 円滑な事業承継、創業及び新たな事業活動の推進を図ること。
- (2) 経営の革新及び経営基盤の強化を図ること。
- (3) 産学官連携等による地域資源を活用した新商品の開発並びに新技術の導入及び促進を図ること。
- (4) 教育機関等と連携し、事業活動を担う人材の育成及び確保を図ること。
- (5) 生きがいを持って働き、安心して子どもを産み育てることができる雇用環境の整備を推進すること。
- (6) 農商工連携による6次産業化(1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出すことをいう。)の推進及び新産業分野への参入企業の支援を行うこと。
- (7) 中小企業・小規模企業支援団体と連携し、製品、サービス、技術等に関する情報発信を行うこと。

(市の責務)

第5条 市は、地場中小企業・小規模企業の振興に関する総合的な計画を策定し、施策を推進するものとする。この場合において、市は、必要に応じて国、関係地方公共団体、地場中小企業・小規模企業、中小企業・小規模企業支援団体、大企業及び

金融機関等(以下「関係機関」という。)並びに市民と協力して、効果的に実施するよう努めるものとする。

- 2 市は、工事の発注並びに物品及び役務の調達に当たっては、地場中小企業・小規模企業の受注機会の確保に努めるものとする。

(地場中小企業・小規模企業の役割)

第6条 地場中小企業・小規模企業は、基本理念に基づき、経済的及び社会的環境の変化に対応した経営基盤の強化、人材の育成及び雇用機会の確保並びに雇用環境の改善・向上に努めるものとする。

- 2 地場中小企業・小規模企業は、地域社会の一員として、地域活動に積極的に取り組み、自然環境との調和に配慮した活動を行うものとする。
- 3 地場中小企業・小規模企業は、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。
- 4 地場中小企業・小規模企業は、豊かな地域資源を活用し、地域で生産・製造・加工された産品を有効に活用するよう努めるものとする。
- 5 地場中小企業・小規模企業は、教育機関と連携し、児童・生徒の職場体験及び大学等のインターンシップの機会等を提供するよう努めるものとする。

(中小企業・小規模企業支援団体の役割)

第7条 中小企業・小規模企業支援団体は、基本理念に基づき、地場中小企業・小規模企業の実態を把握し、その経営の安定及び向上のために積極的かつ効果的な支援を行うとともに、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 中小企業・小規模企業支援団体は、地場中小企業・小規模企業及び新たに地場中小企業・小規模企業になろうとする者に対し、適切な助言及び積極的な情報提供を行うよう努めるものとする。

(大企業の役割)

第8条 大企業は、地場中小企業・小規模企業とともに、地域社会の発展に極めて重要な役割を担っていることを認識し、市が実施する地場中小企業・小規模企業の振興施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の理解と協力)

第9条 市民は、基本理念に基づき、地場中小企業・小規模企業の振興が地域経済の発展並びに市民生活の安定及び向上に寄与することを理解し、その振興に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第10条 市は、地場中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するため、必要な財源の確保を図り、財政上及び税制上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(会議の設置等)

第11条 市は、地場中小企業・小規模企業の振興に関する施策を推進するに当たっては、関係機関その他市長が必要と認めるものの意見を十分に聴くものとする。

- 2 市は、地場中小企業・小規模企業の振興に関する施策の実施状況について、関係機関その他市長が必要と認めるものの意見を聴いた上で検証し、より効果的な施策の実施に努めるものとする。

- 3 市は、必要に応じて地場中小企業・小規模企業の振興に関する会議を開催し、前2項の意見を聴くとともに、施策を推進するに当たり必要な措置を講ずるものとする。
- 4 前項の会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。
(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○出雲市地場中小企業・小規模企業振興会議設置要綱

(平成 29 年出雲市告示第 270 号)

改正 平成 29 年 6 月 20 日告示第 320 号

(設置)

第 1 条 出雲市地場中小企業・小規模企業振興基本条例(平成 29 年出雲市条例第 26 号。以下「条例」という。)第 1 条に規定する目的を達成するため、条例第 11 条第 3 項の規定に基づき、出雲市地場中小企業・小規模企業振興会議(以下「振興会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 振興会議は、条例第 4 条に規定する基本方針に基づく施策及び条例第 5 条第 1 項に規定する総合的な計画について、次に掲げる事項の協議及び意見交換を行う。

- (1) 地場中小企業・小規模企業の現状及び課題の把握に関すること。
- (2) 市が策定する地場中小企業・小規模企業の持続的な振興に係る計画に関すること。
- (3) 地場中小企業・小規模企業の持続的な振興に資する具体的な支援施策に関すること。
- (4) 事業承継に係る事業用固定資産税の負担軽減及び免許取得補助等に関すること。
- (5) U・I ターン促進による雇用の確保及び人材育成に関すること。
- (6) 経済団体加入に係る支援に関すること。
- (7) 地場中小企業・小規模企業版フロンティア・ファイティング・ファンド(3F 事業)に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、地場中小企業・小規模企業の支援に関すること。

(組織)

第 3 条 振興会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 地場中小企業・小規模企業の経営者
- (3) 金融機関等の代表者
- (4) 中小企業・小規模企業支援団体の代表者
- (5) 市議会の議員
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 市の職員
- (8) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 振興会議に、会長及び副会長を各 1 人置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって選出する。

- 3 会長は、会務を総理し、振興会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
(会議)

第6条 振興会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 振興会議の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
(資料提出要求等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者に意見又は説明を求めるとともに、資料の提出を求めることができる。
(委員の謝金及び実費弁償)

第8条 委員の謝金は、日額3,110円とする。

- 2 委員の費用弁償は、特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償等に関する条例(平成17年出雲市条例第36号)の規定を準用する。
- 3 前条の規定により出席した者の謝金及び費用弁償については、前2項の規定を適用する。
(庶務)

第9条 振興会議の庶務は、経済環境部商工振興課において処理する。
(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、振興会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年5月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、この要綱施行後の最初の会議の招集は、市長が行う。

附 則(平成29年6月20日告示第320号)

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

出雲市地場中小企業・小規模企業振興会議委員名簿

平成30年(2018)4月1日現在

区分	氏名	所属	役職
識見者	馬庭 伸行	公益財団法人 しまね産業振興財団	事務局長
経営者	原 久子	エステサロンPURLY(ピュアリー)	代表
	來間 久	來間屋生姜糖本舗	代表
	田中 美枝子	有限会社 田中豆腐店	取締役
	三原 昇	やたま建設株式会社	代表取締役
	常松 和夫	有限会社 常松鉄工	常務
	原 八重子	有限会社 コクヨー	取締役
	金融機関	壺倉 浩平	島根中央信用金庫
商工団体 支援機関	糸原 直彦	出雲商工会議所	専務理事
	長岡 明生	平田商工会議所	専務理事
	加村 健悟	出雲商工会	事務局長
	高田 茂明	斐川町商工会	事務局長
	原 哲也	NPO法人21世紀出雲産業支援センター	常務理事
	持田 幹男	NPO法人ビジネスサポートひかわ	事務局長
労働組合	常松 道人	連合島根出雲・雲南地域協議会	議長
市議会	川上 幸博	出雲市議会	副議長
	湯浅 啓史	出雲市議会	環境経済委員会副委員長
行政機関	青山 貴彦	島根県中小企業課	団体商業グループリーダー
	鐘築 健治	出雲市	経済環境部長

※敬称略

協議会・NPO法人等の概要

出雲地区雇用推進協議会・・・

市内産業の振興・発展に寄与することを目的に、昭和44年(1969)に設立された、市内企業と市、商工支援団体で構成される協議会。

出雲公共職業安定所と連携し、合同企業ガイダンスや学校と求人企業との情報交換会等の活動を通じて、若者の雇用対策、定住対策に取り組んでいる。

会員数 217 社：平成 30 年（2018）4 月 1 日時点。

出雲市事業承継推進協議会・・・

中小企業・小規模企業の円滑な事業承継を促進し、承継後の経営基盤の強化、経営持続化を図ることを目的として、平成 29 年(2017)8 月に設立された、商工支援団体、金融機関、県、市等で構成される協議会。

関係支援機関が連携し、事業承継対策及び後継者育成策に向けた意見交換及び情報交換を行っている。

NPO法人21世紀出雲産業支援センター・・・

産学官のネットワークを活かし、市内企業の事業活動支援をはじめ、企業間マッチングや販路拡大への支援等、地域の産業振興を目的とする総合支援の窓口として、平成 16 年(2004)9 月に設立された特定非営利活動法人。

NPO法人ビジネスサポートセンターひかわ・・・

斐川企業化支援センターの指定管理業務のほか、地域産業の活性化をめざし、地場企業に対して経営セミナーや各種講演会、異業種交流会の開催、ものづくり支援事業等の活動を行う団体として、平成 14 年(2002)7 月に設立された特定非営利活動法人。

斐川企業化支援センター・・・

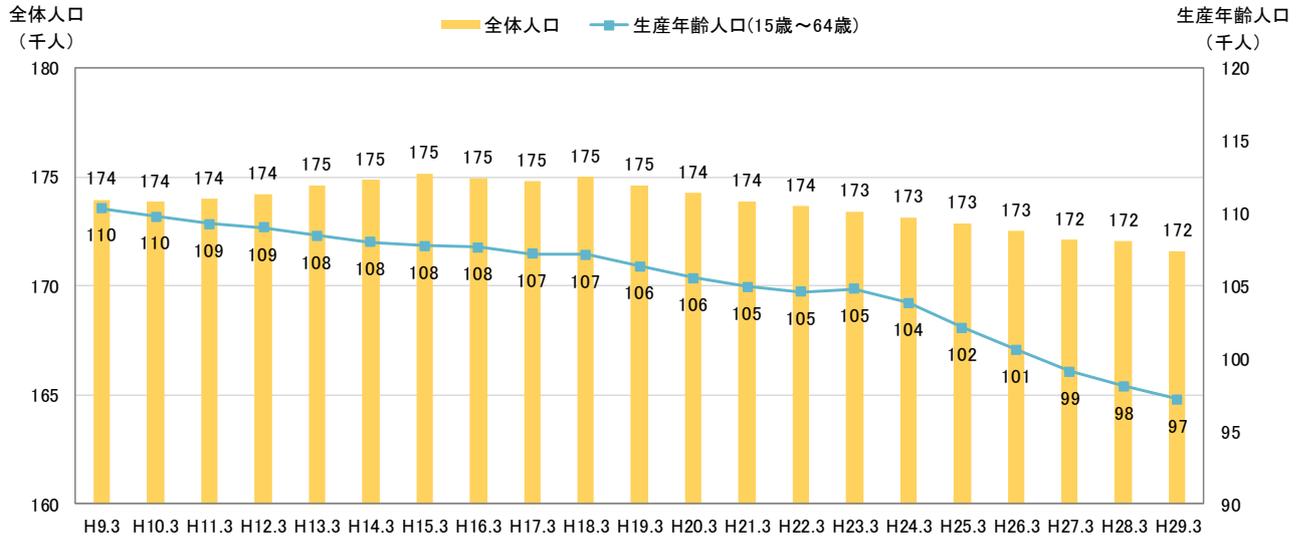
生産の合理化・市場調査・商品開発及び販売促進や企業の人材育成研修など、地場企業等の成長支援を図るための施設として平成 13 年度(2001)に整備。

研修室や交流スペースを備え、企業交流の場や企業研修の場として活用されている。

各種統計

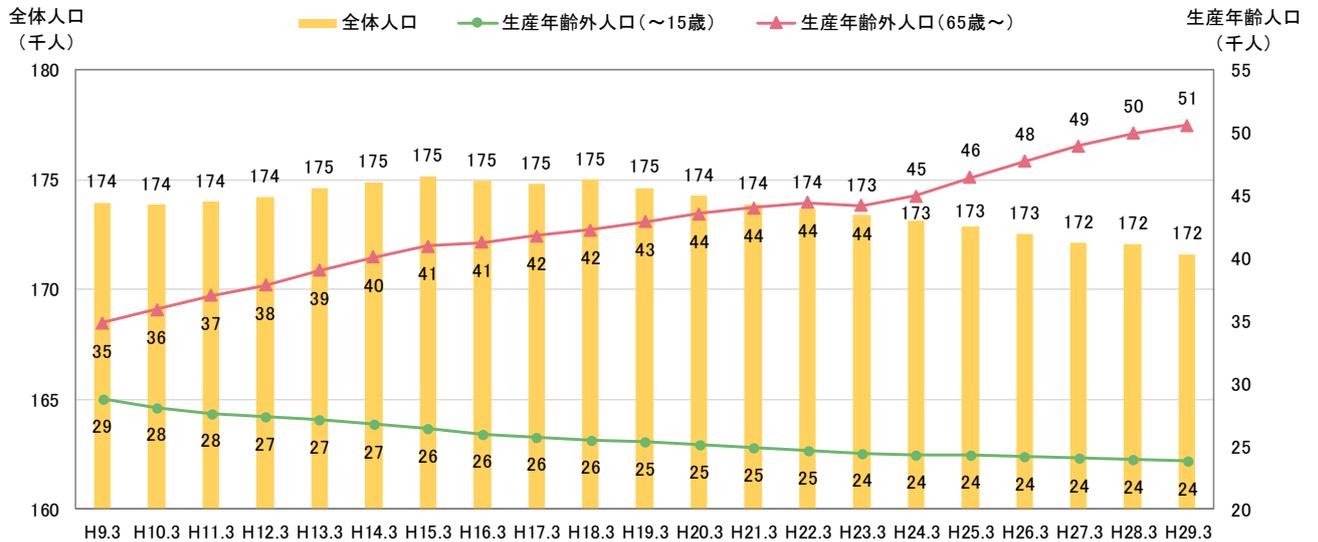
1. 出雲市の年齢3区分別人口の推移

資料編図表 1-1 全体人口と生産年齢人口



出典: 住民基本台帳(各年3月末時点)

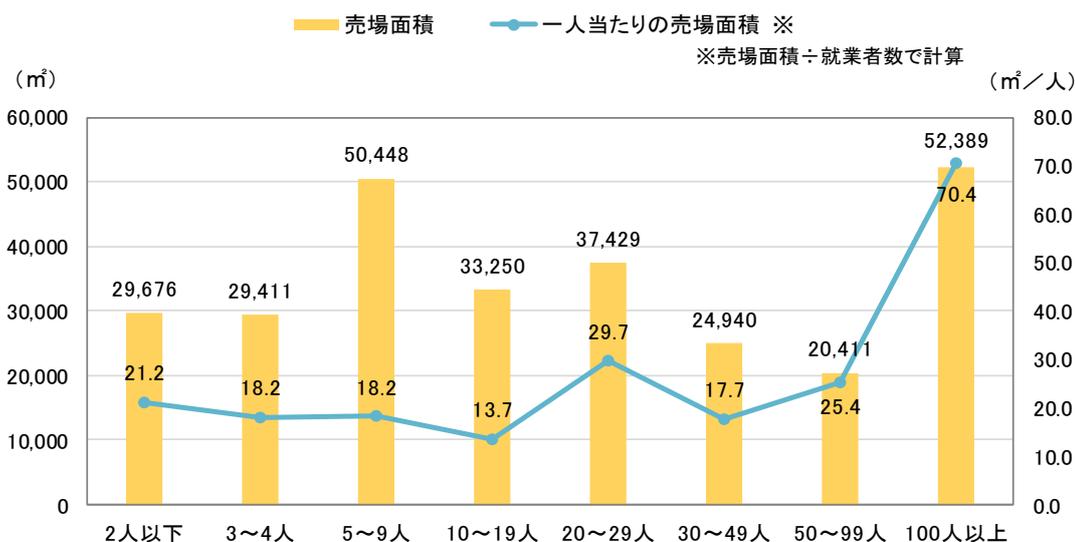
資料編図表 1-2 全体人口と生産年齢外人口



出典: 住民基本台帳(各年3月末時点)

2. 出雲市の商業施設の売場面積

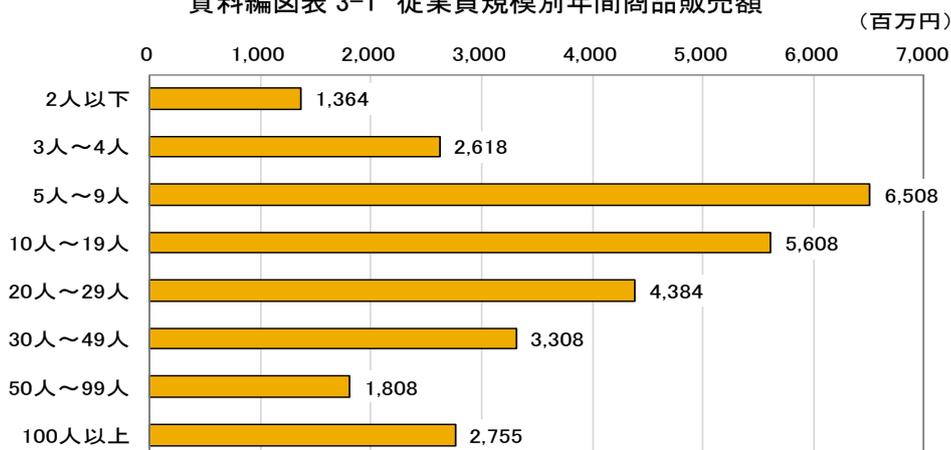
資料編図表 2 売場面積



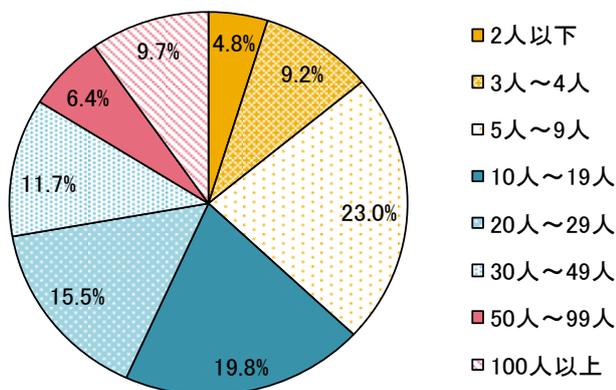
出典: 島根県統計情報データベース平成 26 年(2014) 商業統計調査

3. 出雲市の商業施設における従業員規模別の商品販売額

資料編図表 3-1 従業員規模別年間商品販売額

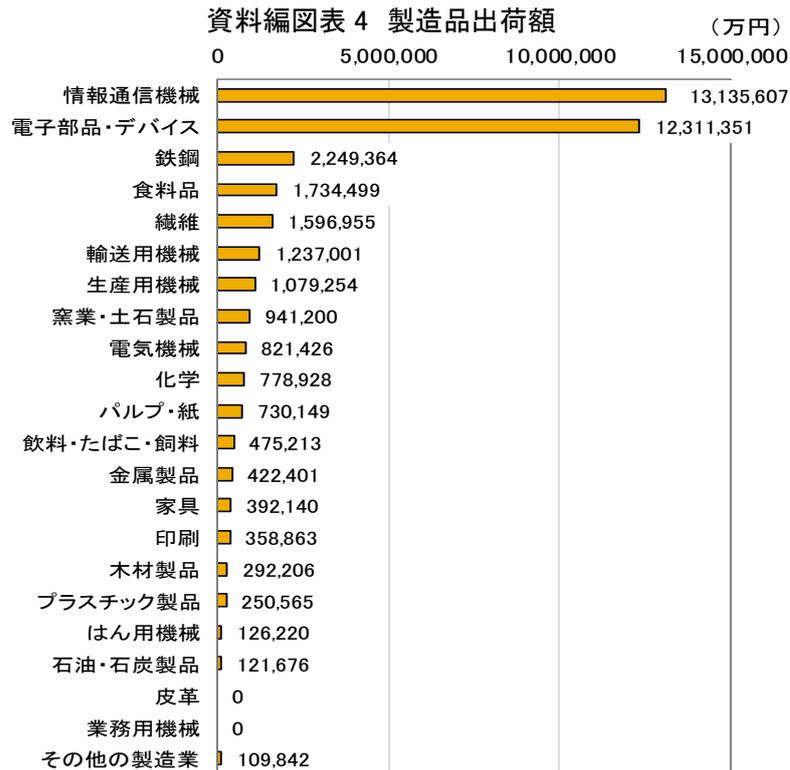


資料編図表 3-2 従業員規模別年間商品販売額の割合



出典: 島根県統計情報データベース平成 26 年(2014) 商業統計調査

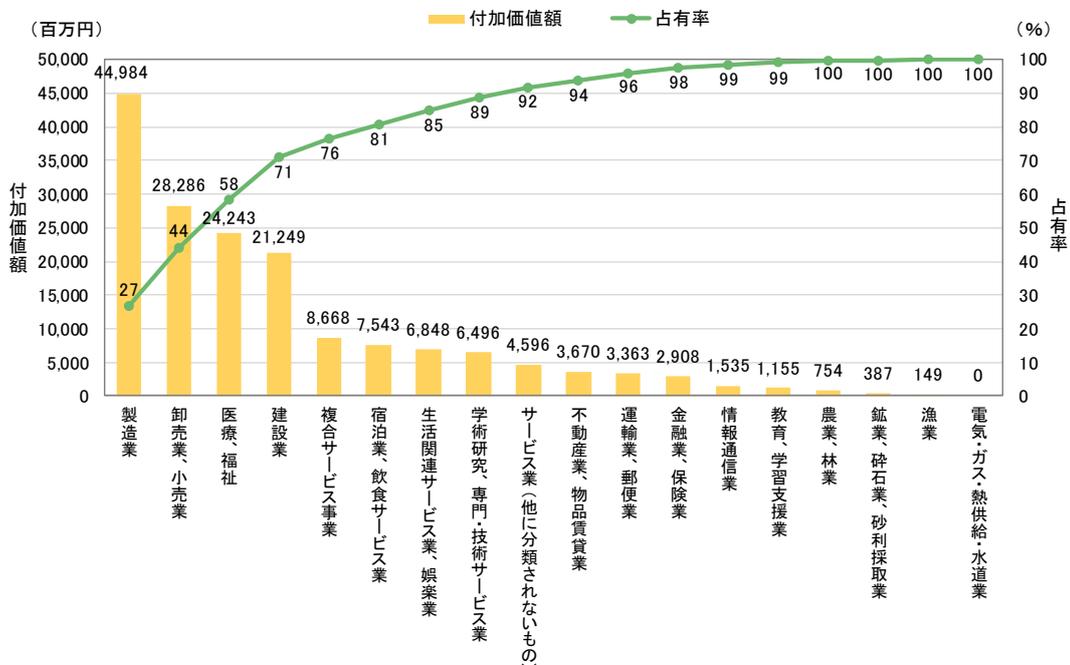
4. 出雲市の製造品出荷額



出典：島根県統計情報データベース平成 26 年(2014) 工業統計調査

5. 出雲市の業種別付加価値額

資料編図表 5 出雲市産業大分類 付加価値額



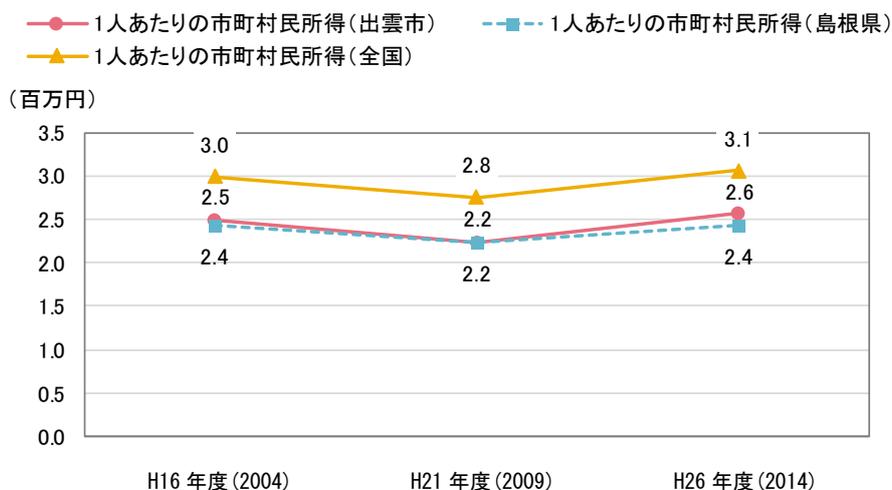
※付加価値額…売上高から原材料費や外注加工費、機械の修繕費、動力費等、外部から購入した費用を除いたもの

※占有率…付加価値額の合計に占める各業種の割合を累計したもの

出典：RESAS 付加価値額 平成 24 年(2012)

6. 出雲市の市町村所得

資料編図表 6 出雲市の市町村所得



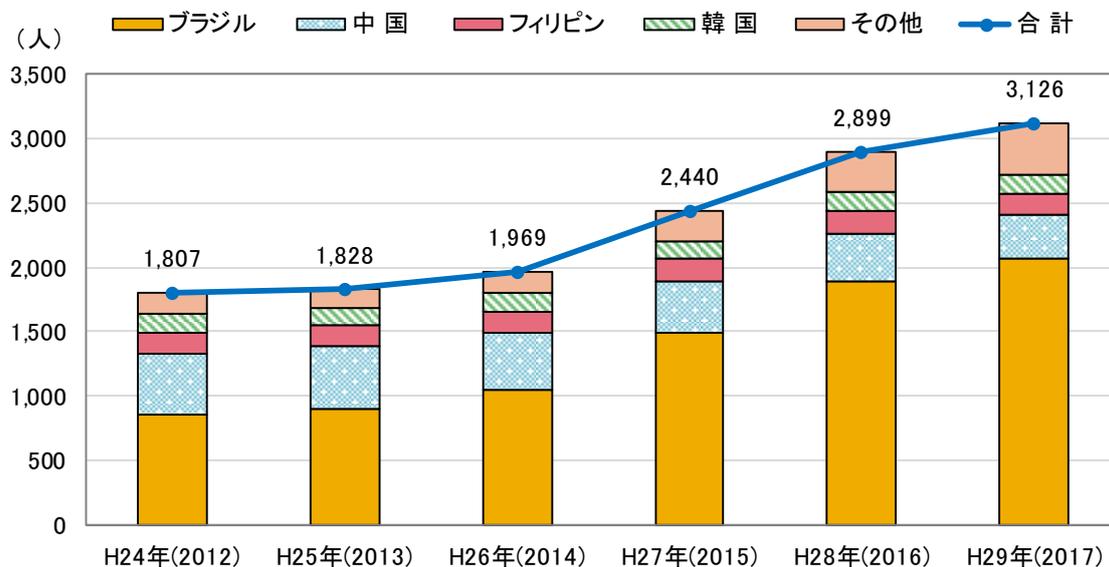
※雇用者報酬、財産所得(利子・配当等の財産運用収入)及び企業所得の合算値を人口で除したもの

出典: 島根県統計情報データベース平成26年(2014) 島根県市町村経済計算
内閣府 年次推計主要計数 一人当たり名目GDP、名目GNI、国民所得

7. 出雲市の外国人住民登録の推移

出雲市では、近年外国人居住者が増加しており、この多くは斐川工業団地内の大手事業所の大きな労働力となっている。

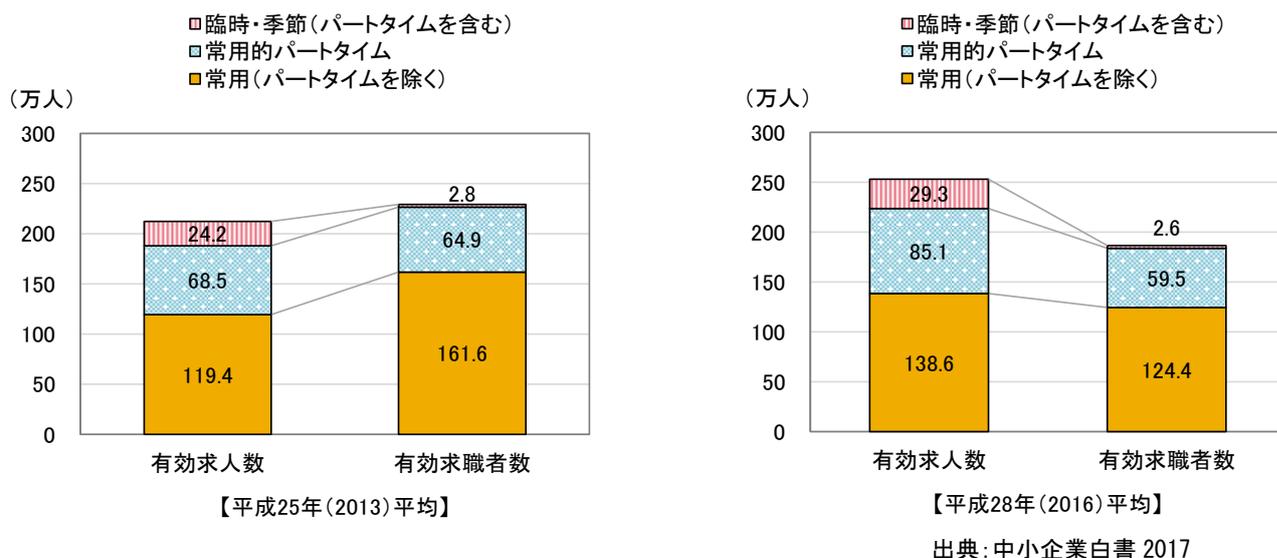
資料編図表 7 出雲市の外国人住民登録者数



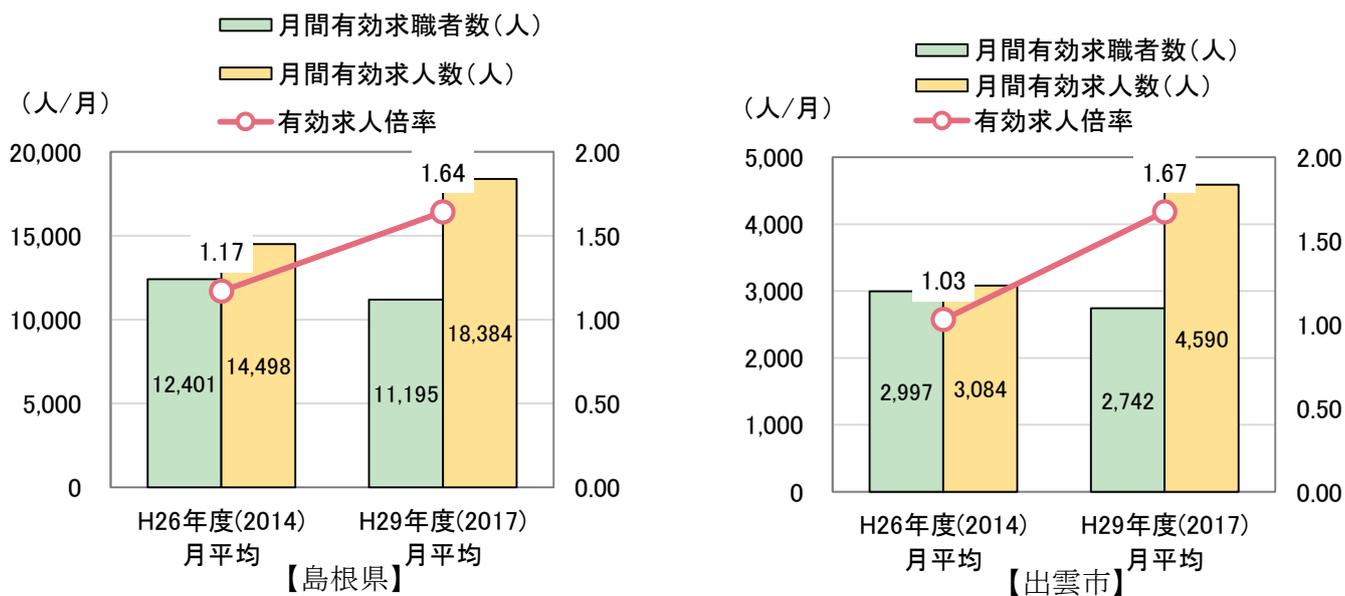
出典: 住民基本台帳(各年3月31日時点)

8. 有効求人数、有効求職者数

資料編図表 8-1 全国の雇用形態別求人数と有効求職者数



資料編図表 8-2 島根県内・出雲市内の有効求人数と有効求職者数



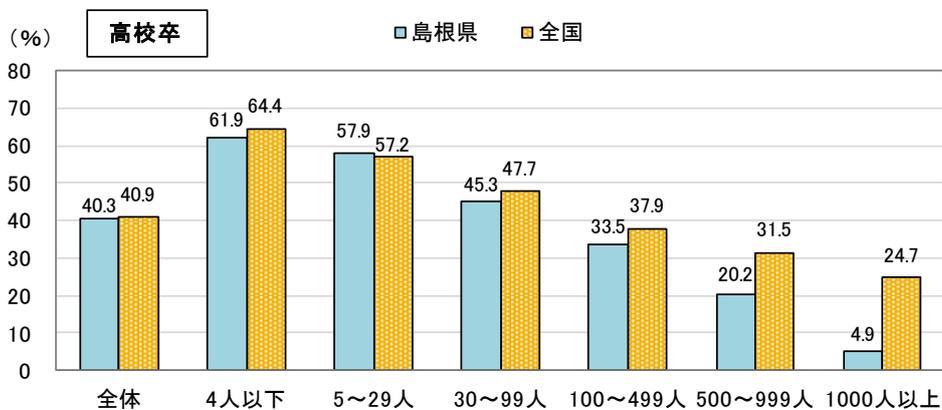
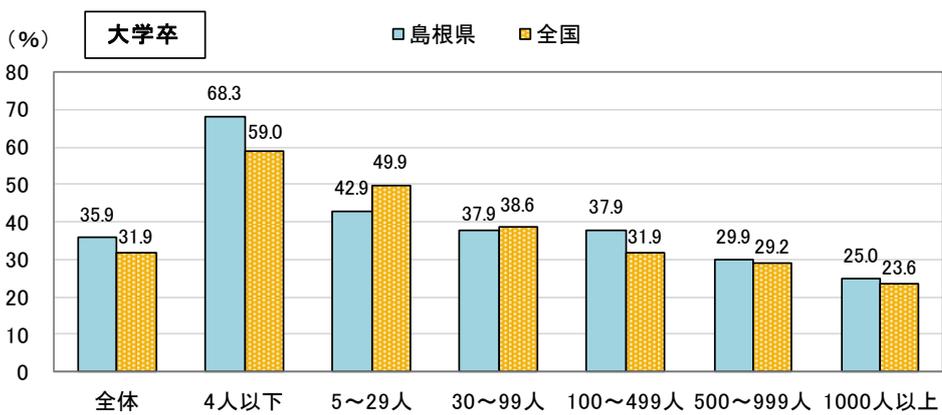
出典: 厚生労働省島根労働局「しまね職業安定業務統計速報」

※有効求人数・・・有効期限が残っている公共職業安定所に登録されている求人の数(未充足の求人)

※有効求職者数・・・有効期限が残っている公共職業安定所に登録されている求職者の数(未決定の求職者)

9. 島根県の事業所規模別離職率(卒業後3年間の合計)

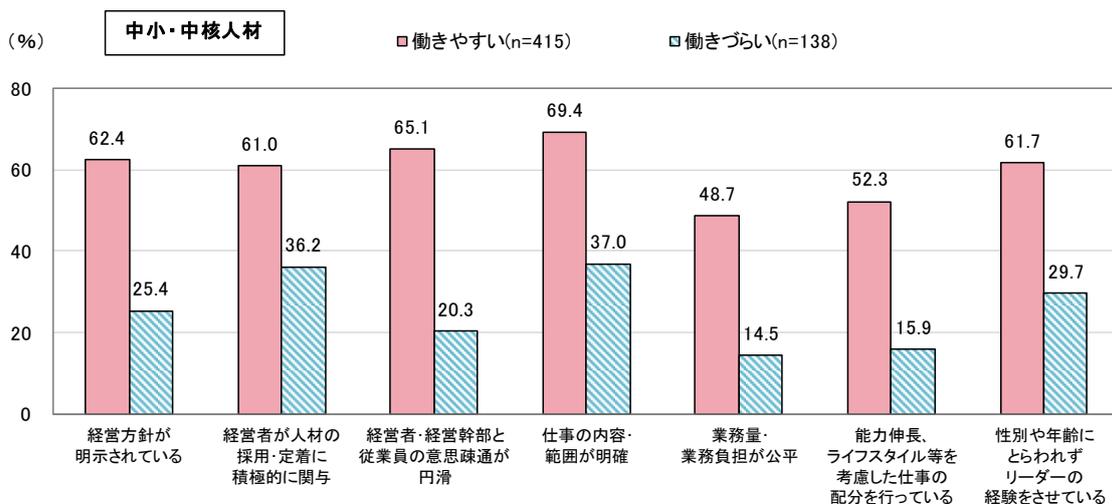
資料編図表9 事業所規模別離職率(卒業後3年間の合計)



出典:厚生労働省島根労働局 平成28年(2016)11月28日報道発表

10. 働きやすさと経営者の態度

資料編図表10 就業者の働きやすさ別に見た経営者の振る舞い

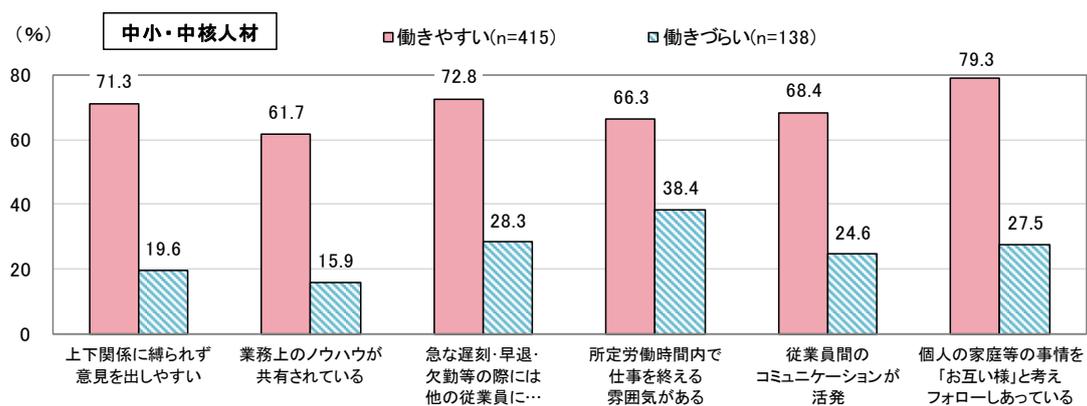


※中核人材…業務において中核をなす人材又は、特殊な専門性・高度な知識を持つ即戦力人材

出典:中小企業白書2017

11. 働きやすさと従業員同士の態度

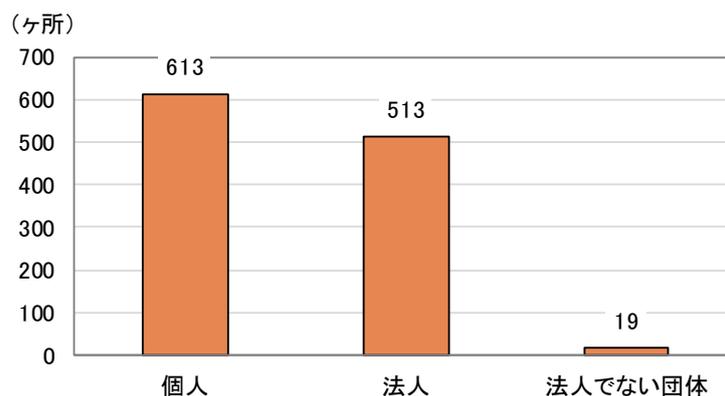
資料編図表 11 就業者の働きやすさ別に見た従業員同士の職場環境



出典: 中小企業白書 2017

12. 市内の廃業事業所数

資料編図表 12 出雲市内の廃業事業所数

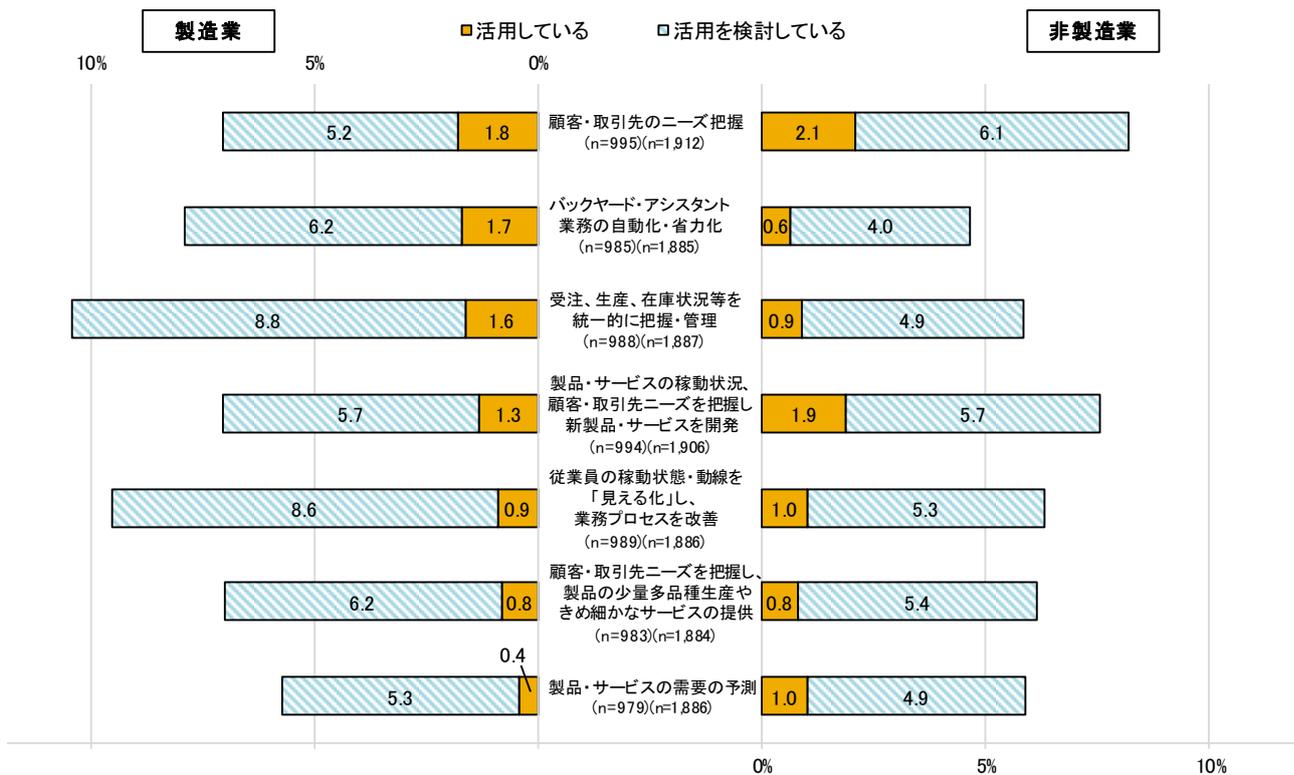


※平成 21 年(2009)基礎調査から平成 24 年(2012)活動調査までの廃業事業所数

出典: 平成 24 年(2012)経済センサス活動調査

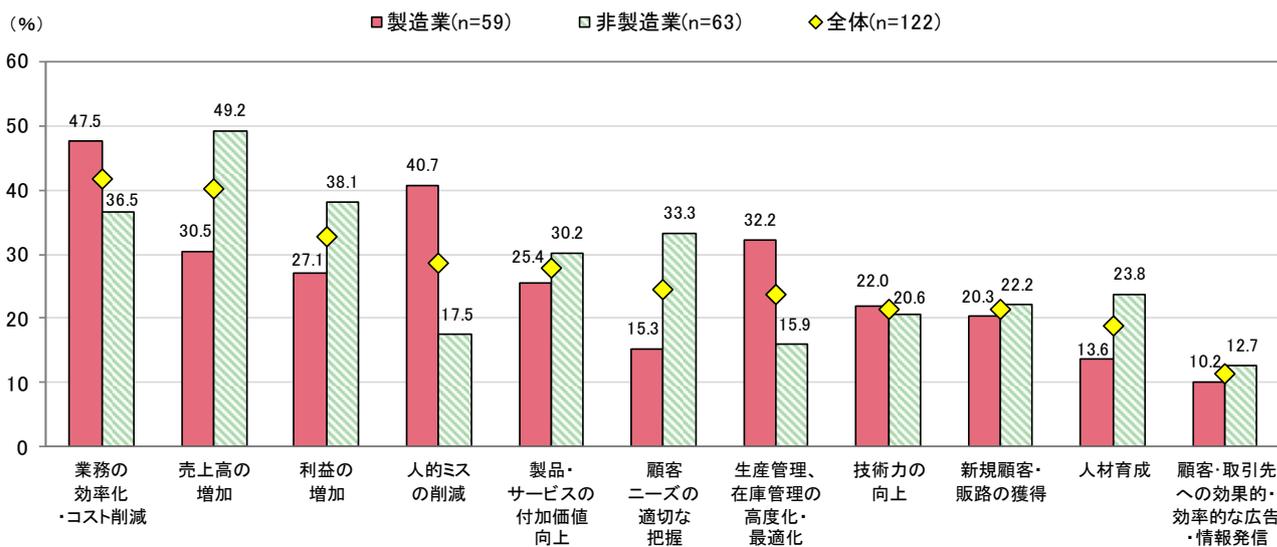
13. 全国の事業所におけるIT活用状況(IT化、IoT、AI、ロボット導入状況・意向)

資料編図表 13-1 業種別に見た新技術の活用状況



出典：中小企業白書 2017

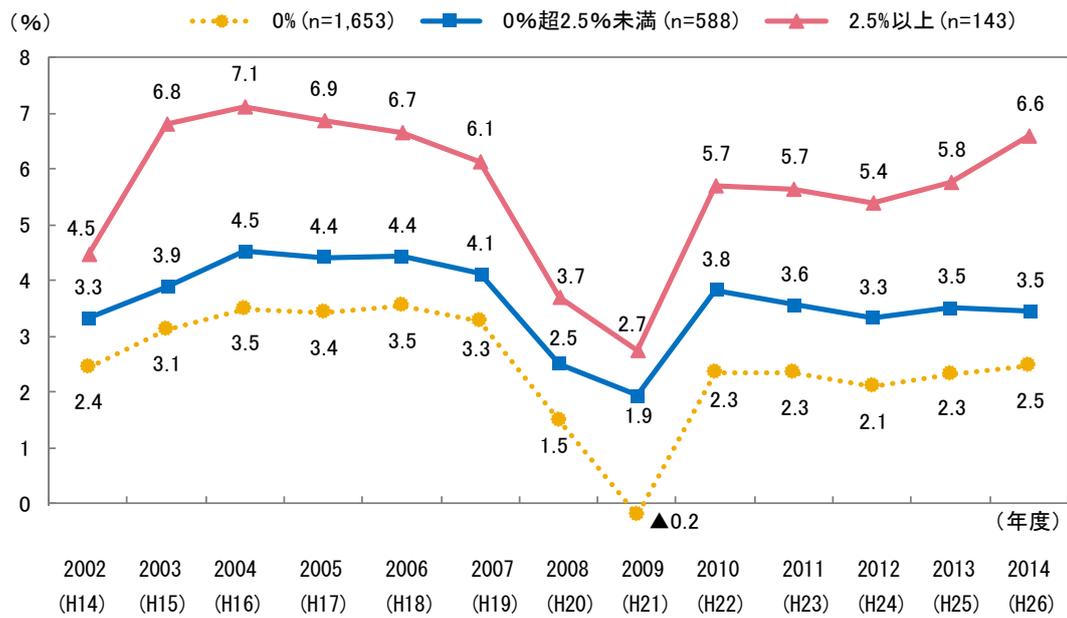
資料編図表 13-2 業種別に見た新技術を活用した効果



出典：中小企業白書 2017

14. 中小製造業における研究開発費が売上高に占める割合別に見た、営業利益率の推移

資料編図表 14-1



出典: 中小企業白書 2017